

平成 25 年塩尻市議会 3 月定例会

経済建設委員会会議録

○日 時 平成 25 年 3 月 8 日（金） 午前 10 時 00 分

○場 所 全員協議会室

○審査事項

議案第 12 号 塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例

議案第 14 号 塩尻市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

議案第 15 号 塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例

議案第 16 号 塩尻市商工業振興条例の一部を改正する条例

議案第 17 号 塩尻市営住宅管理条例の一部を改正する条例

議案第 18 号 塩尻市市道の構造の技術的基準及び市道に設ける道路標識の寸法に関する条例

議案第 19 号 塩尻市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例

議案第 20 号 塩尻市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定道路の構造の基準及び
特定公園施設の設置の基準に関する条例

議案第 21 号 損害賠償の額の決定について

議案第 40 号 損害賠償の額の決定について

議案第 22 号 市道路線の廃止及び認定について

議案第 23 号 平成 25 年度塩尻市一般会計予算中 歳出 4 款衛生費中 1 項保健衛生費 6 目環境保全費のうち
合併処理浄化槽設置事業及び 2 項清掃費 1 目し尿処理費、5 款労働費（1 項労働諸費 4 目ふれ
あいプラザ運営費を除く）6 款農林水産業費、7 款商工費、8 款土木費、11 款災害復旧費

○出席委員・議員

委員長	永井 泰仁 君	副委員長	西條 富雄 君
委員	横沢 英一 君	委員	青木 博文 君
委員	中村 努 君	委員	塩原 政治 君
委員	中原 輝明 君		
議長	永田 公由 君		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

省略

○ 議会事務局職員

庶務係主事 若林 智彦 君

午前10時00分 開会

○ 委員長 皆様、おはようございます。時間になりましたので、ただいまから3月定例会経済建設委員会を開会します。本日は委員全員が出席しております。それでは、審査に入る前に理事者からあいさつがあればお願いをいたします。

理事者あいさつ

○ 副市長 おはようございます。お忙しいところ委員会を開催をいただきましてありがとうございます。御提案を申し上げました議案に関しましては、お手元に申し上げているとおりでございます。とりわけ新年度予算の御審議をいただくわけでございます。どうぞ御審査をいただきまして、原案どおりお認めいただければ幸いです。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○ 委員長 当委員会に付託されました議案は、別紙付託案件表のとおりであります。日程について西條副委員長から申し上げます。

○ 副委員長 皆様おはようございます。それでは、本日と来週月曜日の2日間、わたりましてよろしくお願いいたします。また、委員会終了後の視察は予定しておりませんのでよろしくお願いいたします。それでは、よろしくお願いいたします。以上です。

○ 委員長 ありがとうございます。私のほうから申し上げますけれども、2日目の3月11日月曜日は、東日本大震災の発生から2年を迎えます。議事の進捗状況にもよりますが、災害が発生した2時46分から1分間黙祷をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

それでは、ただいまから議案審査を行います。なお、発言に際しましては議事の円滑な進行のため、委員長の指名を受けた者のみの発言といたします。議事進行に御協力をお願いいたします。また、委員、説明する職員ともに発言は、すべてマイクを使用していただくようお願いいたします。なお、審査に関係のない職員の皆さんは退席していただいて結構でありますので、審査の時間帯を判断をしていただきまして自由に退席をしてください。それでは、ただいまから議案審査を行います。

議案第12号 塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例

○ 委員長 議案第12号塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○ 建築住宅課長 それでは、よろしくお願いします。議案説明資料31ページをごらんいただきたいと思います。議案第12号塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例、1提案理由、都市の低炭素化の促進に関する法律が、平成24年12月4日から施行されたことに伴い必要な改正をするものであります。

概要については、都市の低炭素化の促進に関する法律に関する義務について、手数料を新たに設けるものでございます。

3の条例の新旧対照表は、別記のとおりでございます。

施行等は平成25年4月1日から施行するものでございます。

それでは、その次のページをお願いしたいと思います。塩尻市手数料徴収条例新旧対照表、現行のほうはですね、今までの建築確認の証明とか、長期優良住宅の証明の手数料がございました。それに種類及び金額の2の下を見ていただきたいと思います。都市の低炭素化の促進に関する法律、先ほど言いました手数料について別表第4号に掲げるところでございます。低炭素ってちょっと難しいかという国が決めたもんですから、そんな言葉使っているんですが、内容については、住宅でも二酸化炭素の排出を抑制してこうということでございます。特に住宅の内部のエネルギーを抑制させるということですね、端的に言えばですね、今までの建ってる普通の住宅の壁厚、壁の中に新たに断熱材を設けるとか、それから窓をペアのガラスにする等ですね、屋根のほうにも断熱材を多く入れる、コスト的にはかかるわけです。また今、テレビでもちょっと住宅の宣伝をやっていますが、地下ヘーリングしまして地下熱を利用して、それでやることにも加算されますし、当然、ソーラーを使って発電するんじゃないくて、そこで充電してやると。端的に言いますと例えばですね、ストーブをつけると普通の人は朝起きて台所にずっといる間、ストーブはつけているわけなんですね。ところが、この方法をとって断熱効果を高めると、要は3時間つけるとこが1時間ですぐ暖房効果があると。当然、それに対しては二酸化炭素が、当然減ってくるわけですから、この低炭素の法律に合ってくると。そういうことで、今後、住宅については、要は所得税の減税、最大10年で100万円の減税が受けられる。それから登録免許税、これは一般住宅より安くなりますが、税務署ってどうか免許税のほうでやっていますので、その軽減が図られると。それと、この低炭素住宅は長期優良住宅とは重複ができなくなっております。この12月に施行されたんですが、今のところ1件も出て来ておりません。出て来れば私も無償でやらなきゃいけないかったわけで、出てこなかった。他市のほうも聞いてみる中では、まれじゃないかとは言われております。

それですね、時間もございませんので別表4のほうなんです。別表4の第2条関係に1件につき7,000円、下に2万9,000円までありますが、これは民間の企業、民間の確認できるところですね、例えば建築住宅センター、ERI、その業者が審査してから私どものほうに持ち込んだ時には、この7,000円からこの別表の33ページの金額で私どもの職員が審査していく。

それから、その次の34ページをごらんください。これにつきましては、1戸建ての住宅の中で私どもが審査を行った場合、ちょっとお高くなりまして3万4,000円とか、そういうことになります。

そんなことで別記書いてあるものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。いずれにしても、国のほうで炭素を減らすということで、各申請書に当たって、市がうちの建築指導主事ほか職員が審査して手数料をいただいて、建てた人のいろんな面、いろんな面って言っても所得税、登録免許税等の軽減を受けるものでございましたので、これをつけ加えるということでございますのでよろしく御審査をお願いします。

○委員長 質疑を行います。委員より御質問、御意見がありますか。よろしいですか。

ないようでありますので討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第12号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第12号塩尻市手数料徴収条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第14号 塩尻市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第14号塩尻市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○都市づくり課長 議案第14号塩尻市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例でございます。議案関係資料の40ページをござんください。

1といたしまして、提案理由でございます。道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令が、平成25年4月1日から施行されることに伴いまして必要な改正を行うものでございます。

概要でございます。引用している道路法施行令の条項を改めるものです。

3といたしまして、条例の新旧対照表は別記のとおりでございます。施行等につきましては25年4月1日から施行するものでございます。

41ページをござんください。改正の内容といたしましては、本条例の第2条におきまして、占用料の額を別表として定めております。その別表におきまして、引用しております道路法施行令が改正になりまして、本条例においても引用している必要な部分の改正を行うというものでございます。

41ページの新旧対照表がございすけども、道路法施行令の一部改正によりまして、改正案のほうもござんいただきたいと思いますが、施行令第7条というのがございす。これは、道路の構造または交通に支障を及ぼす恐れのある工作物ということで、道路上のですね、占用物を設ける場合というようなことで規定をしている部分でございますけども、ここですね、1号の後にですね、2つの号が施行令の中で改正、追加をされております。ですので、現行と改正案を見ていただければわかりでございますけども、第7条の2号から5号、それから7号及び10号というものが引用してございすが、これが2つ間に追加されたことに伴いまして4号から7号、9号から12号という具合に引用施行令を繰り下げた改正をさせていただいているものでございます。

ちなみに、第7条に加わった2つの項でございますけども、1つは太陽光発電設備及び風力発電設備というのが加わったのが1つ、それから津波からの一時的な避難場所として、機能を有する堅固な施設というのが加わったものでございますので、2が4になったと、以下、繰り下げていったというようなことでございますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○委員長 質疑を行います。委員より御質問、御意見がありませんか。

それでは質疑ないようでございますので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第14号については、原案のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第14号塩尻市道路占用徴収条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第15号 塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第15号塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○都市づくり課長 議案第15号塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例でございます。続きまして43ページをごらんいただきたいと思います。提案理由です。地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる一括法の公布によりまして、都市公園法の一部が改正されたことに伴いまして必要な改正を行うものでございます。

概要といたしまして(1)都市公園の設置に係る技術的基準を定めるもの、(2)といたしまして公園施設の建設面積の基準を定めるもの、(3)といたしまして小坂田公園パターゴルフ場の夜間の使用区分を削るものでございます。

条例の新旧対照表は別記のとおりでございます。条例の施行等につきましては、25年4月1日から施行することでございます。

次ページ以降をごらんください。ちなみに都市公園と申しますのは、地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園を都市公園というふうに規定をしております。改正の内容でございますけれども、都市公園法の一部が改正をされました。これは都市公園の設置基準におきまして、かつては地方公共団体は技術的基準に適合するように行うというふうになっていたものが、改正によりまして技術的基準を参酌して条例で定める基準に適合するように行うということとされたものです。これに伴いまして都市公園及び公園施設の設置にかかわる基準というものを条例で定めなさいということになったものでございますから、必要に沿いまして必要な改正を行うものでございます。改正の基本的な考え方としましては、都市公園法施行令というものがございまして、その規定を条例の中で適応をさせていただいております。

44ページのところでございますけれども、法の改正によりまして条例で定めるものといましては、44ページの第1章の2というような上のところの目次の2つ下にございますけれども、都市公園の設置というものをここで追加をしております。それで第2条の2から第2条の6までが追加されているという内容でございます。先ほど御説明をさせていただきましたけれども、これらにつきましては都市公園法施行令の基準を参酌して定めておりますけれども、これらの中で本市の独自の基準として定めたものを御説明をさせていただきます。この44ページの第2条の3のところに、市民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準というのがございます。下段のほうのところでございますけれども、このところにつきましては、本市におきましては市民1人当たりの敷地面積の標準を15平方メートル以上ということでさせていただきましておりますけれども、この部分につきましては、先ほどの施行令によりましては10平米という形になっております。ここににつきましては、今、本市のですね、現在の市民1人当たりの公園の面積でございますけれども、これが12.7平米ということで計算上なります。政令で定める10平米を超えているものですから、これにつきましては本市独自の基準ということで、15平米という形で定めさせていただきました。この15平米の根拠でございますけれども、その次にあります市の市街地の都市公園の当該市街地の市民1人当たりの敷地面積、これは市街化区域の中の市民1人当りの敷地面積ということでございますけれども、これ、5平米以上ということで規定をしておりますけれども、本市におきましてはこの値が1.9平米でございます。これを5平米ということを目標にした場合、相当数の公園面積がふえるという形になりますけれども、これを計算して、それを本市の全体の先ほどの市の区域内の市民1人当たりの面積のほうに換算

しますとですね、これが約、先ほどの12.7平米から約15平米になるということでございますので、15平米という形で設定をさせていただいてあるものでございます。

45ページの第2条の4、それから46ページの第2条の5、第2条の6につきましては都市公園法の施行令の規定に基づいてございます。

46ページをごらんいただきたいと思いますけど、下段に第2条の6というのがございます。その上に第2条の5がございまして、公園施設の建築面積の基準というのがございます。これにつきましては、法第4条第1項の本文の条例で定める割合は100分の2とすることがございますが、これは何かと申しますと、都市公園に公園施設として設ける建築物の建築面積の総計がですね、公園の敷地面積に対する割合を2%までにするというものでございます。第2条の6につきましては、そこにありますように公園施設の建築面積の基準の特例ということで、特例事項を第2条の6のところに1号から4号まで定めてございます。

第2条の6のですね、1号のところでございますが、都市公園法第4条第1項のただし書にある基準の特例を規定するもので、第1項の建物といたしましては休養施設、これは休憩所でありますとか、キャンプ場、それから運動施設、それから教養施設、教養施設と申しますのは植物園でありますとか、動物園、水族館、それから備蓄倉庫などにかかわる建築物については、建築面積の割合が100分の2の規定に加えまして100分の10までを限度として超えることができるという規定でございますので、言うなれば100分の12までいいという解釈になってきます。以下2項、3項、4項についても同様の加算ができるというものでございます。ちなみに2項のですね、建築物でございますけども、1項の、その建築物のうち休養施設、または教養施設の中でですね、文化財保護法で国宝でありますとか、重要文化財に指定されたもの、それから景観法で景観重要建築物として指定された建築物については、2項によりまして100分の20を限度としてこういうことができるということでございます。100分の22までOKだということになります。3項の建築物でございます。これは、屋根付き広場とか、壁を有しない雨天用の運動場などが該当してございます。4項につきましては仮設公園施設などとなっております。

それから47ページの一番下に別表第2というふうでございます。これにつきましては、塩尻市都市公園条例の第11条に占用行為等に係る使用料を定めておりまして、これを別表という形で定めているものでございます。

48ページをごらんいただきたいと思います。中段のところにですね、有料公園施設を利用する場合ということでございますけども、右が現行でございます。右の一番下に夜間という形でですね、夜間の使用区分とありますけども、今回の改正によりまして、この夜間の使用区分を削るというものでございます。この理由でございすけども、有料公園施設の使用時間は、現在、塩尻市都市公園条例の施行規則というものがございすけども、その中で小坂田公園のパターゴルフ場、それからゴーカート、マレットゴルフ場が現在、午前9時から日没までというような規則になってございます。しかしながら、実際にはですね、午前9時から午後5時までしか実際はずっと営業をしていないものでございすから、終わりの時間をですね、午後5時までという形で規則の改正を行いまして、これに伴いまして夜間の使用料の区分というものを削除するものでございます。ちなみに、その午前9時から日没までとなっているのが、先ほどのパターゴルフ場とゴーカート、マレットゴルフ場があるわけですが、使用料を規定しているものはパターゴルフ場だけでございすので、ゴーカート、マレットゴルフ場の夜間の使用料ってのは、施行規則の中では現在、規定をされておられません。以上でございます。よろしくお願いいたします。

ます。

○委員長 質疑を行います。委員より御質問、御意見がありますか。

○中村努委員 今、御説明いただいた第2条の3のところで、15平方メートル以上とするということで現行12.7平米、それから市街地の都市公園は5平米で現行が1.9平米という説明だったんですが、要は現状はこれを満たしていないということで、今後これをつくってどうしていこうとされてるのか教えてください。

○委員長 答弁を求めます。

○都市づくり課長 この規定の部分でございますけども、おっしゃるように、今、現行がですがですね、1.9平米ということでございます。標準として5平米以上という形で今度、規定をさせていただくわけでございますけども、今後につきましては都市公園と言われるものでございますので、いわゆる、今、市内で23カ所ほどございます。街区公園でありますとか、地区公園と言われる公園が、それに該当してきますけども、うちのほうでは、なるべくこれに少しでもですね、1人当たりの面積がふえるような形でですね、今後、いろんな計画づくりの中でもですね、これをもとにですね、やってかなきゃいけないということで考えてございますけども、今、それで具体的な施策ですとか、そういうところはちょっとございませんけども、こういった条例で定めさせていただくもんですから、今後のいろんな計画の中でですね、これを加味した中で計画づくりをしていきたいというふうに思います。

○中村努委員 なかなか具体的なね、そういう計画がない中で、こういう設置基準を出したってということは、当面、条例で定める設置基準を満たしていない状態が続くわけですね。そういうことはどういうふうに考えればいいんですか。

○委員長 答弁を求めます。

○都市づくり課長 大変、厳しいところでございますけども、私ども、今、公園施設という配置、市街化の中ですね、配置等を見させていただいて把握もしておりますけども、なるべく、先ほどと同じ答弁になってしまって恐縮なんですけども、具体的には今おっしゃいますように、この実施計画等の中でですね、公園を策定してくということとはございませんけども、今後につきましては、所々の計画の中でですね、これを加味した中で計画づくりをしていきたいということでございます。申しわけありません。

○中村努委員 こういう条例をつくったということは、市民からもですね、そういう指摘がしょっちゅう出て来ないとも限らないので、これは計画とあわせてしっかり進めていっていただきたいというふうに思います。

それからもう1点、市民1人当たりの面積ってということになると、その都度人口は変わってくるんですが、1人当たりの面積がしょっちゅう変わるわけですけども、一定の時点を決めて、こう、何て言うんですかね、合致しているかどうか判断していくのか、その辺いかがですか。

○都市づくり課長 この市民1人当たりの面積につきましては、毎年、県のほうからですね、調査が来ておまして、その都度、当市でも御報告をさせていただいてる数値でございます。

○中村努委員 そうすると、毎年1回そういう基準になるような日があるということで、それに合わせたっていうことでよろしいですか。

○都市づくり課長 今、お話をさせていただきました12.7平米というのは、平成24年度における、現在における面積ということでございます。よろしいでしょうか。

○中村努委員 今後、１年に１回そういう形で設置基準を満たしているかどうか判断していくということでもいいわけですか。

○都市づくり課長 申しわけございません。毎年そういった形で、検証ではございませんけども確認をしていくということになります。

○中村努委員 続けて、ちょっと別のところで。パターゴルフ場の関係ですが、今までは午前９時から日没までを午後５時までというふうに変更したということですが、これは、公園の管理、委託をしていると思うんですが、その委託料金に変化は出てくるんでしょうか。

○委員長 答弁を求めます。

○維持担当課長 今も午後５時でパターゴルフのほう切れているんですけど、当初の予算のつくる時も、午後５時までになっていますのでお願いいたします。

○委員長 使用料に影響が出てくるかということですが、ないという判断でよろしいわけですか。

○維持担当課長 済みません、使用料につきましては、一応午後５時にお客さんは来ていませんので、使用料につきましては変わりないと思いますので、お願いいたします。

○中村努委員 確認ですが、管理委託料ですね、これが、今までは一応日没までだったけど、午前９時から午後５時までの業務時間ということで委託していたので、変わらないということでもいいわけですか。

○維持担当課長 済みません、先ほど言いましたけれど、一応午後５時までの時間で積算してありますのでお願いいたします。

○委員長 ほかにありませんか。

○横沢英一委員 お尋ねします。この公園の面積の関係なんですけどね、都市計画区域と市街化区域がですね、５ヘクタールと１５ヘクタールっていうことになると、主な原因は県営の、あの空港のところの面積が入るものでこんなに違うっていう形になると思うんですが、そうは言っても市民的に見た時にですね、やっぱり市街化区域があまりにも少ないんじゃないかっていうようなことを、１．９平米しかないわけですから、そこら辺の、やっぱりこういう条例で上げてくところら辺が、やっぱり少しあれで、なってくるような気がするんですが、そこら辺で例えばですね、調整区域も含めたほうは１５ヘクタールっていうことじゃなくて、目標ですので１０ヘクタールぐらいで市街区域は５ヘクタールというような、そういうような論議はしなかったでしょうか。

○都市づくり課長 今の、市の区域内の市民当たりの敷地面積は１５平米でございますけども、お話のように松本平の広域公園が塩尻市域にも当然入っておりますので、これが面積カウントを当然されるという形になってきますので、それなりの１２．７平米という形になってきます。１２．７平米という、先ほど中村委員さんのお話もそうですけども、１２．７平米という数字はですね、公園の面積を単純に市の人口で割り返すと１２．７平米という形になってきますので、これは政令は１０平米でございますけども、１０平米より現実的に数字が上回っているものでございますもんですから、それを１５平米という、先ほどの市街地の市民１人当たりの面積を５平米以上という政令のとりの目標値をすると１５平米という形になってくるということでございますので、こんな形で定めさせていただいたものでございます。

○委員長 いいですか。ほかにありませんか。よろしいですかね。

ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第15号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第15号塩尻市都市公園条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第16号 塩尻市商工業振興条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第16号塩尻市商工業振興条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○商工課長 議案関係資料の49ページをお願いいたします。議案第16号塩尻市商工業振興条例の一部を改正する条例でございます。

1番の提案理由でございますが、まず1つ目といたしまして塩尻市商工業振興審議会の組織の見直し、2つ目でございますが、企業ニーズに応じた産業振興を行うために補助事業の重点化を図ることに伴い必要な改正をするものでございます。

2番の概要でございますが、(1)といたしまして塩尻市商工業振興審議会を組織する委員から、市会議員を除くもの、2つ目といたしまして商工業振興対策事業のうち従業員福祉施設設置事業及び異業種交流支援事業を廃止し、新たに海外展開支援事業を設けるものでございます。

3番の条例の新旧対照表につきましては、別記のとおりでございます。

4番の条例の施行等につきましては、平成25年4月1日から施行するものでございます。

それでは50、51ページをお開きいただきたいと思います。第5条2項関係でございますが、現在、委員15人以内で組織されておりますが、現行の右側にございます(3)番の市議会議員を削除するものでございます。

あと別表の第2、第3条関係でございます。第3条につきましては、融資、また補助金の関係など定めるものでございますが、現行にあります5番の従業員福祉施設設置事業でございます。まず、この事業でございますが、中小企業団体でございますが、従業員福祉の向上を図るために従業員の宿舍ですとか、休憩室等々を設置するものの補助金ということでございまして、固定資産税の取得価格が20%以内、限度額が500万円以内となっております。これにつきましては、3番にございます工場等設置事業のほうで対応は可能だということでございまして、今回、廃止をさせていただくものでございます。

また、11番にございます異業種交流支援事業でございます。これにつきましては異業種グループが共同して新たな事業分野を開拓するための交流事業に対しまして補助をしております、直接経費の75%以内、30万円以内ということでございました。実際にですね、グループ間交流、また研究につきましては、ここ数年実績がないという中で新年度の予算の中でですね、公募提案型事業ということで、今回、提案させていただきたいと思います。その中で対応が可能だということでございまして廃止をさせていただくものでございます。

新たに改正案の12番でございますが、海外展開支援事業を新設させていただくものでございます。これにつきましては県のほうで県の融資制度がございまして、中小企業金融融資制度がございます。その改正、今回、県議会の方でも、今現在、審議中でございますが開始される見込みだということでございます。この中でですね、

県融資制度の中の海外展開向けの新たな融資制度が創設されるということでございまして、事前活動の借入事業に対します補助金ということで、海外に事業所等を設置しようとする者に対して資金を用意するということでございまして、県のほうで新たに展開をされるということでございます。そうした中で、市といたしましてですね、海外直接投資事業の実施に必要な従業員教育、また、調査にかかわる経費につきまして県のほうでは運転資金といたしまして限度額 3,000 万円、利率が 2.1% で 5 年以内というようなこういった制度でございまして、市といたしましては、この利率の補助をしていくと、こういったことで、今回、御提案をさせていただいてございます。御審議のほう、よろしくお願いいたします。

○**委員長** 質疑を行います。委員より御質問、御意見がありませんか。

○**中村努委員** 済みません、この商工業振興審議会ですが、年に何回開催されますでしょうか。

○**商工課長** 年に 1 回開催をさせていただいてございます。

○**中村努委員** 現行 13 項目、改正で 12 項目というふうになっているんですが、この 1 回の審議会でこれだけの項目は、なかなか扱えないような気がするんですが、具体的に市長から諮問受けるわけですが、具体的なこの項目に沿った諮問っていうのは、最近ではあったんでしょうか。

○**商工課長** 現在、審議会ですね、会の中身でございしますが、平成 24 年度につくられました工業振興プランがございまして。工業振興プランの進捗管理をですね、5 年間続けるということで決まっております。現在、市内の商工業の振興プランに沿った形の中での進捗管理、そういったものをですね、重点的に現在やっていただいております。

○**中村努委員** この審議会から市議会議員も退くというような形の一つとして、やはり、この審議会の活性化ということが主な目的なわけなんです。今まで年に 1 回程度のものだったんですが、今後、活性化としてどのような取り組みを考えておられるでしょうか。

○**委員長** 答弁を求めます。

○**商工課長** やはり委員会の中でですね、昨今の経済動向等の中で、なかなか特に製造業関係が、なかなか経営上厳しいというようなことがございます。そういった中で工業振興プランの中でも、そういったことで海外支援展開もふえましてですね、グローバル的な展開等も考えております。そういった特に地域経済の活性化、また雇用の関係もですね、今後、考えていかなきゃいけないという中で、そういった御意見もございまして商工業の代表の方、また市民の代表の方、識見を有する者の皆様方、今現在 14 名で構成されておりますが、そういった皆様方からの御意見を伺う中で新年度展開してまいりたいと考えております。

○**委員長** ほかの委員、何かありませんか。よろしいですか。

ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、採決を行います。議案第 16 号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第 16 号塩尻市商工業振興条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第17号 塩尻市営住宅管理条例の一部を改正する条例

○委員長 議案第17号塩尻市営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。

○建築住宅課長 では、よろしくお願いします。説明資料52ページをお願いしたいと思います。議案第17号塩尻市市営住宅管理条例の一部を改正する条例、1提案理由、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るため関係法律の整備に関する法律の公布により、公営住宅法の一部改正されたことに伴い、必要な改正を行うものでございます。

概要につきましては、市営住宅の共同施設の整備基準並びに入居資格者の収入基準を定めるものでございます。

新旧対照表は別添のとおりでございます。

条例の施行日は平成25年4月1日からで行います。

公営住宅の、この地域の自主性につきましては、平成23年度も委員の皆様にご審議いただき改正してきました。今回、整備基準と入居資格ということで、公営住宅の整備基準につきましては国土交通省の政令で定めるとしてありまして、その基準として公営住宅等整備基準が定められてまいりました。地域の一括法でということ、今度、事業主体である市町村が整備基準を条例で定めて、それで条例化しておるものでございますのでよろしくお願いします。

53ページから54、55、56、57ページの関係ですが、この関係につきましては、特に私ども塩尻市としてはですね、渋沢団地を県との共同事業で市営君石団地としてやっているわけですが、これは市としては将来的に、その団地については10年たったら市へ移管されるという、その共同の建てかえというかんがみで総勢150戸をつくってきました。県がですね、12月議会でこの条例を定めまして県営住宅の考え方が示されました。それに基づきまして塩尻市を、今回、お願いするものでございます。先ほど申したように現行右側には何も書いてございません。これは、先ほども言ったように公営住宅法を右に倣えでやれということになっていましたので、この建築基準につきましては、すべて公営住宅法をそのまま左の方へ全部移しかえたものでございます。

それで、入居資格の関係でございますが、57ページでございます。ここにも収入基準の金額が書いてございませんので、月収21万4,000円以下の者と、身体障害者の方が21万4,000円以下の者ということで明確に示してみました。

それから58ページ、ごらんいただきたいと思います。同居者を、ここが(ウ)でございますが、15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者がある場合、これがちょっと松本市とは違っておりまして、県が中学生までは認めてくということをやりました。私どもも北小野の定住促進、あの住宅は違いますが、そういう方針でございますので中学生までということで15歳、これにつきましては県内の県営住宅がすべてそうです。それから上田市等もそうです。松本市だけは小学生までということになっております。以上の部分を、特にこの(ウ)の部分だけを、新たに独自で中学生まで認めるということで改正したものでございますのでよろしくお願いします。

○委員長 質疑を行います。委員より御質問、御意見がありますか。

○中村努委員 今の説明の最後の部分ですが、中学生までということ、現行では市営住宅に高校生はいない

ってということですか。

○**建築住宅課長** 担当係長から御説明を。

○**委員長** 答弁を求めます。

○**住宅係長** この15歳というのにつきましては、こちらにもございますように入居者の資格ということでございまして、通常、入居の資格といたしましては収入要件がございます。収入要件は年間の所得をおおよそ、計算方式は人によって違いますが、12で割ったものが15万8,000円以下という規定がございます。

○**委員長** 高校生。

○**住宅係長** 高校生はおります。入居者の中に高校生はおります。

○**委員長** 何か、おかしくない。

○**中村努委員** そうすると、入居時に15歳未満であれば入居中にそれを超えても構わないっていう、こういうことでいいわけですね。

○**住宅係長** 済みません、収入要件、入居要件になりますので、入居の時点での年齢になりますので、それを超えますと、そこから外れますので入居の要件といたしまして、この金額を利用するのは収入超過であるかないかというところで算定をさせていただいているようになりますけど。

○**建築住宅課長** 委員さん、おっしゃったとおりでございますので。段々大きくなっていますので、高校1年なったら出てけと、そういうわけにはいきませんので、そのとおりでございます。

○**委員長** じゃ、入居時ということだね。

○**建築住宅課長** はい。そうでございます。

○**委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** よろしいですか。ないので、討論を行います。ありませんか

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、採決を行います。議案第17号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第17号塩尻市営住宅管理条例の一部を改正する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第18号 塩尻市市道の構造の技術的基準及び市道に設ける道路標識の寸法に関する条例

○**委員長** 議案第18号塩尻市市道の構造の技術的基準及び市道に設ける道路標識の寸法に関する条例を議題といたします。説明を求めます。

○**都市づくり課長** 議案関係資料の59ページと議案集の議案第18号をお願いしたいと思います。まず議案関係資料の59ページをお願いしたいと思います。議案第18号塩尻市市道の構造の技術的基準及び市道に設ける道路標識の寸法に関する条例でございます。

1 提案理由、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の

公布によりまして道路法の一部が改正されたことに伴い、新たな条例を制定するものです。

概要といたしましては、市道の構造の技術的基準及び市道に設ける道路標識の寸法について定めるものでございます。

条例の施行等につきましては、平成25年4月1日から施行をさせていただきます。

では、議案集のほうの議案の18号のほうをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。まず、第1条の趣旨のところでございます。この条例につきましては、改正された道路法第30条第3項のところに都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は政令で定める基準を参酌して道路管理者である地方公共団体の条例で定めるというふうに改正されました。また、第45条第3項におきましては、道路標識の寸法についても同様に条例で定めるとされたものでございますので、それに基づきまして道路管理者である塩尻市が条例で、今回、定めるというものでございます。

第2条、市道の構造の技術的基準につきましては、条例で定める市道の構造の技術的基準の事項についてここに掲げさせていただきまして、その詳細につきましては道路構造令の基準を参酌して規則で定めるというものでございますので、ここには事項として1の幅員、2線形、以下を掲げさせていただいてあるものでございます。

なお、規則につきましては塩尻市市道の構造の技術的基準及び市道に設ける道路標識の寸法に関する条例施行規則というものを定めていきたいというものでございます。

それで、その下の第3条でございます。市道に設ける道路標識の寸法でございますが、これにつきましては道路標識、区画線及び道路標識に関する命令というものがございます。これを基準を参酌して、先ほど申しました規則の中で詳細については定めるということにさせていただいております。

標識の具体的な制定内容でございます。市が設置する標識としては案内標識でありますとか、警戒標識、十字路でありますとかT字路とか、ああいった看板がございますが、そういった警戒標識についてですね、寸法及び文字の大きさ等について規定をさせていただくものでございます。以上でございます。よろしくお願いします。

○委員長 それでは質疑を行います。委員の皆さん、質問、御意見ありますか。

○中村努委員 ここでは市道を新設又は改築する場合とありますけど、いわゆる既存の私道の市道認定っていうのは、これには当たるわけですか。

○都市づくり課長 市道認定の、済みません、もう1度お願いします。

○中村努委員 市が管理する市道を新設または改築する場合というふうに書いてありますけど、私道を市道認定する時に、それは新築とか改築とか、そういうことには当てはまるんですか。

○都市づくり課長 私道を市道認定する時にということになりますので、当然、市道の認定要件の中におきまして、今回、定めました条例も適用していくといった形になりますので、それに沿ったものについて市道認定するというような形になってくると思います。

○塩原政治委員 そうだとすると実際にね、今、市道扱いされてて私道がありますよね、それをまた直してく時はそれ、該当してくのか、していかないか。よろしくお願いします。

○都市づくり課長 申しわけございません。新設及び改築でございますので、認定の時に、申しわけございません、先ほど私が、この基準に沿ったものということでお話させていただきましたが、それを該当するとすべて市道認定、新しいものをできないという形になってまいります。あくまでも新設と改築と、今ある市道の、新設で

ございますので、全くないところに市が主体的に事業化をしてですね、道路をあけるといったものを想定しておりますので、そんなことで考えておりますのでよろしくお願いします。

○塩原政治委員 ということは、市道になっていて私有地が了解をいただいて正式になる時は、もう該当しているってことでいいわけだね。要するに、それはもう、そのまま素直にいくってということだね。わかる、意味。

○都市づくり課長 済みません、私のちょっと解釈がいけなくてあれですが、今、市道認定をする時の基準がございまして、今まで同様に幅員が4メートル以上ありますとか、舗装がされておりますとか、そういったものの基準に基づいて市道認定もしていくという形になりますので、あくまで、この構造の基準につきましては新設の道路改築という形で考えております。そんな答弁でよろしいですか、済みません。

○塩原政治委員 ちょっと違うんだけど、要するに、今まで市道認定されてはいるけれど、ほとんどが私道になってるところがあるんだよね、結構。そういう場合はもう、そのままずっとその人が了解してくれれば、そのまま市道としていくのかどうかってこと。

○都市づくり課長 いわゆる未登記道路ということですかね。市道認定されてるけども、民地の所有のまま残っているということでございすかね。

○塩原政治委員 ほとんど大部分がね。

○都市づくり課長 それはもちろん、今、市道認定しておりますので、そのままでございます。

○塩原政治委員 そうということだね。

○委員長 ほかにありませんか。よろしいですかね。

ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第18号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第18号塩尻市市道の構造の技術的基準及び市道に設ける道路標識の寸法に関する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

この際申し上げます。10分間休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時05分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開します。

議案第19号 塩尻市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例

○委員長 議案第19号塩尻市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例を議題といたします。説明を求めます。

○都市づくり課長 よろしく申し上げます。議案関係資料のですね、60ページと議案集の議案第19号、両方をお願いいたします。議案第19号塩尻市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例ということで、

提案理由としましては、先ほど同様、一括法の交付によりまして河川法の一部が改正されたことに伴いまして新たな条例を制定するものでございます。

2の概要でございます。河川管理施設又は許可を受けて設置される工作物、堤防その他主要なものの構造につきまして、河川管理上必要とされる技術的基準を定めるものでございます。条例の施行等につきましては、平成25年4月1日から施行するものでございます。

議案集の議案第19号の議案集のほうをごらんいただきたいと思います。よろしいでしょうか。塩尻市が現在、管理する河川でございますが、河川法の適用を受けるいわゆる準用河川、これは2級河川の関する規定を準用しているものですから準用河川というふうに呼んでいるわけでございます。いわゆる河川法の適用を受ける準用河川が1つ、それから河川法の適用を受けない普通河川、この2つを塩尻市が河川管理をしております。今回の条例につきましては、この2つのうちの河川法の適用を受ける準用河川について定めるものでございます。

まず、第1条の趣旨でございます。この条例は河川法の一部が改正をされまして、第100条第1項、この法律におきまして規定を準用する河川、要は準用河川でございますが、において準用する法第13条第2項の規定に基づきまして準用河川にかかわる河川管理施設や、いわゆる先ほどの許可工作物と申しますけれども、のうち堤防その他主要なものの構造について技術的基準を政令で定める基準を参酌して市町村の条例で定めるというふうに法改正がされたものでございますから、それに基づきまして定めるというものでございます。

条例につきましては原則として河川管理施設と構造令というものがございしますので、それを参酌して定めますけれども、この中で本市に想定し得ないものというものがございします。それはダムに関する事項、それから揚水機場、排水機場及び取水塔に関する事項のものにつきましては、いわゆる準用河川の河川管理として想定をし得ないものでございますから、今回の条例では対象とはしておりません。

なお、条例の対象となる準用河川ですけれども、例えば宗賀で申しますと尾沢川、片丘では鑄物師川、木曽平沢では橋戸沢川などが準用河川でございますけれども、市内に14河川、14の河川がございします。

先ほどの趣旨の第1条から、それからずっとおめくりいただきまして13ページまでございますけれども、第61条まで定めてございますが、これにつきましては先ほどお話ししました河川管理施設等の構造令を参酌して定めておりまして、塩尻市が独自に定めている事項は内容的にはございません。ちょっと中身につきましては個々の説明等はちょっと省略をさせていただきますけれども、そんなことでよろしく御審議いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長 質疑を行います。委員より質問、御意見ありませんか。

○横沢英一委員 お願いします。上位法でございますので私はいろいろ、あれなんです、この内容を見ますとですね、例えば堤防の高さだとか流量等がですね、塩尻市の準用河川ではあり得ないような能力の部分があるわけですが、独自の条例をつくるっていうことだもんですから、実際ですね、500トン以上なんていうのは、あり得ないような気がするんですが、堤防の、当然、その幅員もそうなんです。こういうのをやっぱり上位法だもんで上げてくってということなのか、それともこの際だで、当市の実例に合わせてそういうものを外しちゃおうって、そういうような、あれはなかったでしょうか。

○委員長 答弁を求めます。

○都市づくり課長 じゃ、担当課長のほうから説明します。

○**管理担当課長** 一応ですね、今回、この中でも河川構造令等を参酌してということであつたわけですね。実際、塩尻市の実情にあわせて条例等を設置するに当たって根拠となる基準っていうか規定がですね、実際、ないもんですから、一応、河川法の構造令を参酌させていただいているというような形をとらせてもらっております。

○**横沢英一委員** この条例は独自条例になれるもんですから、やっぱり、あまり本市と能力的に言ってもですね、もう全然、こんなことはあり得ないようなあれの部分があるわけですので、そんなようなことを考慮をして、そういうものを、表をつくればですね、より自分たちの条例だなというような気がするような気がしたもんですから、次回は、また検討してください。以上です。

○**委員長** 要望でいいですか。ほかにありませんか。よろしいですかね。
ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○**委員長** ないので、採決を行います。議案第19号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○**委員長** 異議なしと認め、議案第19号塩尻市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第20号 塩尻市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定道路の構造の基準及び特定公園施設の設置の基準に関する条例

○**委員長** 議案第20号塩尻市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定道路の構造の基準及び特定公園施設の設置の基準に関する条例を議題といたします。説明を求めます。

○**都市づくり課長** 議案関係資料の61ページをごらんいただきたいと思います。議案第20号塩尻市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定道路の構造の基準及び特定公園施設の設置の基準に関する条例。

1提案理由、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の公布によりまして高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部が改正されたことに伴いまして新たな条例を制定するものでございます。

概要としましては、高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定道路の構造の基準、特定公園施設の設置の基準を定めるものでございます。

平成25年4月1日から施行をさせていただきます。

議案集のほうの議案の第20号をお願いしたいと思います。条例の制定の背景としましては、先ほどの提案理由によりまして、第1条の趣旨にありますように法第10条第1項の規定によりまして、これまで国が一律に定めていた特定道路のバリアフリー化に関する構造基準等を、道路管理者が条例で定めるということになったもの及び法第13条第1項の規定によりまして特定公園施設の新設、増設、改築を行う際は移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する主務省令で定める基準に適合させなければならないとなったもので、当該規定に基づき本基準を条例で定めるものでございます。

ここで特定道路と特定公園施設ということが出てきますけれども、特定道路とは道路法による道路のうち多数の

高齢者、障害者等の移動が通常、徒歩で行われるものであって国土交通大臣がその路線及び区間を指定したものでございまして、本市におきましては塩尻市移動円滑化基本構想というものがございます。その策定の中におきまして特定経路として指定をしております、これはどこの場所かと申しますと、塩尻駅周辺地域と広丘駅周辺地域の主な施設等への経路を、これを特定経路としております。これが特定道路でございまして、それから、特定公園施設でございまして、不特定多数の方が利用をされ、また高齢者、障害者等が利用する施設でございまして都市公園の出入り口や駐車場等、主要な公園施設等の間を結ぶ経路を構成するいわゆる園路、都市公園の中の道路でございまして園路でありますとか、広場、それから屋根つきの広場、休憩所、それから管理事務所等々の12の施設が、いわゆる特定公園施設ということで規定をされております。特定道路につきましては第2条で定めまして、特定公園施設については第3条で、それぞれの基準については規則で定めるというふうにさせていただいております。

それから本市の独自の基準でございまして、塩尻市の先ほど規則で定めるという部分の中に定めさせていただきませんが、塩尻市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定道路の構造の基準及び特定公園施設の設置の基準に関する条例施行規則というものを定めさせていただきませんが、その中で独自の基準として、いわゆる横断歩道と接続する歩道の段差、よくお話いただいておりますけれども、これを標準としては2センチメートルということでありまして、これを例外規定として2センチメートル以下にすることができるという規定をその中で設けさせていただいたことが1つ、それから、いわゆる道路側溝の排水口の溝蓋でございまして、これにつきましては細い目の間隔のものを使いまして、滑り止め構造にするということをお市の独自の基準としてさせていただいているわけですが、これは本市の独自の基準と申しますか県のほうも、そういう形で基準を定めておりますので、それに合わせさせていただいているということでございます。以上でございます。よろしく審議をお願いします。

○委員長 質疑を行います。委員より御質問、御意見がありませんか。よろしいですかね。

ないので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第20号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第20号塩尻市高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な特定道路の構造及び基準及び特定公園施設の設置の基準に関する条例については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第21号 損害賠償の額の決定について

議案第40号 損害賠償の額の決定について

○委員長 議案第21及び議案第40号につきまして損害賠償の額の決定についてを議題といたします。説明は21号、40号、一括してお願いをいたします。説明を求めます。

○施設担当課長 それでは、議案関係資料62ページをお願いいたします。議案第21号損害賠償の額の決定に

ついてでございます。

1 提案理由につきましては、損害賠償の額を決定することについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。先の2月8日の議員全員協議会で御報告させていただきました内容でございますので、よろしくお願いいたします。

2 概要、(1) 損害賠償の額104万6,620円。(2) 相手方、矢花健史氏。(3) 事故発生日時、平成24年12月20日。(4) 事故発生場所、塩尻市大字片丘、市道東山山麓線でございます。(5) 事故の状況でございますけれども、市道東山山麓線を松本方面から長野県畜産試験場方面への走行中の自動車が、水道管の漏水により凍結した路面で横滑りした際、市道の法面に乗り上がったことなどにより横転し、屋根等を破損したものでございます。

続きまして議案第40号をお願いいたします。議案追加関係資料9ページをお願いいたします。議案第40号損害賠償の額の決定についてでございます。

1 提案理由につきましては、先ほどと同じでございます。これにつきましては、2月8日の議員全員協議会の時点では交渉中でしたが、2月21日に交渉がまとまりましたのでお願いするものでございます。

2 概要、(1) 損害賠償の額、85万4,171円。(2) 相手方、全国労働者共済生活協同組合連合会。こちらについては、次の村田聡氏の損害賠償請求権を代位取得しておりますので、相手方は全国労働者共済生活協同組合連合会となります。(3) 事故発生日時、平成24年12月20日。(4) 事故発生場所、塩尻市大字片丘、市道東山山麓線。(5) 事故の状況、村田氏の運転する自動車が市道東山山麓線を松本方面から長野県畜産試験場方面へ走行中、水道管の漏水により凍結した路面で横滑りしたことにより横転し、屋根等を破損したものでございます。

以上でございます。御審議のほうよろしくお願いいたします。

○委員長 質疑を行います。委員より御質問、御意見がありませんか。

○青木博文委員 要望でございますが、山麓線はですね、大型車もたくさん入っておりまして、確かに水道の埋設してあるところもあると思うんですが、これからも重量車両が入ってまいりますので、その辺ですね、もう1回、山の調査をされたらどうかと思うんですが、何箇所入っているか私、わかりませんが、これからバイオで道路がですね、またよくなりますと、道路のスピードも70キロメートルくらい出して飛んで歩いてますし、信号機も松本境までないというような状況でですね、非常に警察のほうにも言ってあるんですが、そんなに取り締まりはできませんので、無法地帯のようなところで高速並みに走っておりますので。この損害がどうっていうんじゃないですが、こういうことが発生する可能性があります。道路が傾斜が多いです。水道管が出ますと、水が漏水しますと事故になると損害賠償と、こういう形になるんですが、いずれにしてもあれですが、水道管の維持、耐えているのかというようなこともちょっとまた、これからお願いしたい。ちょっと一言、それじゃ、お願いしたいと思います。

○委員長 答弁を求めます。

○施設担当課長 市道東山山麓線につきましては、横断している箇所もございます。そういったこともございますし、先の全員協議会の中でも御指摘を受けましたように、市の水道管につきましても耐震化を随時進めていくように計画しておりますので、そんな形でまた対応したいと思います。よろしくお願いいたします。

○青木博文委員 はい、よろしくお願いします。

○委員長 じゃ、私のほうから1つお願いしますが、今回の、この損害賠償事件は保険から払われるということですが、入ってる保険がどういう保険で年間の掛け金はどのくらいお支払いを保険会社に行っているのか、お伺いをいたします。

○庶務係長 入っている保険ですけれども、水道賠償責任保険と言いまして日本水道協会のほうへ保険料をお支払いしております。平成24年の保険料につきましてはキロメートル当たり標準で790円ということになってますけれども、平成20年から平成23年の3年間で保険料を請求したことがないということで5%の引き引きとなっています。延長が573キロメートル水道管がございますので、750円掛ける573キロメートルで42万9,750円を1年間に払っております。あと補償の額等につきましては、私どもに入っている補償は身体を傷つけたりした場合には1名につき1億円、ただし1事故につき3億円が限度になりますので、1名1億円で3人いらっしゃれば3億円、それが限度額となるということになります。あと財物につきましては、1事故3,000万円ということになってございます。あと免責については一切ございません。そのほか給水装置の検査とか言って宅内の中に入って調査とか、また取水を止めたりした場合にも、何かあればその保険にできるようにタイプを1つ上げて入ってございます。以上です。

○委員長 はい、わかりました。ほかにありますか。

○横沢英一委員 今の保険の関係ですけれども、市っていうか水道局とですね、個人の持ち分というのは、どんな、あれですか。100、ゼロなんですか、今回は。

○委員長 答弁を求めます。

○施設担当課長 今回につきましては全損扱いですので、100、ゼロと言いますか、そういった形で対応しております。

○横沢英一委員 こういうところの特にですね、議案関係資料のほうには、その比率をですね、道路の賠償保険もそうだと思うんですが、あれは特に100、ゼロっていうのは、あまりないんですが、そういうことは書けませんでしょうか。

○施設担当課長 車両につきましては、まず修理費のほうを保険のほうで算出しましたところ、修理するよりも時価総額での扱いということでの処理をしております。

○議長 書けないかって言ってる

○施設担当課長 済みません、比率ということですよ。

○委員長 表示、書けないかってこと。

○横沢英一委員 そうです。負担比率を。

○委員長 議案のところへね、その比率を表示っていうか、書けるかどうかっていう。

○横沢英一委員 関係資料のほうだと思います。

○委員長 関係資料のほうへね、詳細では書けるかどうか。

○施設担当課長 それにつきましては、大変済みません、検討させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○横沢英一委員 ありがとうございます。

○**中村努委員** 今の話、100、ゼロということですけど、ほかの道路の欠損による事故ですとか、側溝のグレーチングですとかよくあるんですけど、そういうやつは通常、過失割合どのくらいですか。

○**都市づくり課長** 通常というものはございませんで、私どもも先ほどと同じように道路賠償責任保険に入っております。その保険会社がありますので、保険会社に状況を写真等、事細かく説明をして、場合によってはほとんど保険会社で現地を見て、その過失割合というものについて過去の事例等から図りまして、相手方にそれで御了解をいただいて額を決めてるという状況でございます。

○**中村努委員** 実際、遭った方からお話し聞くと大体7、3とか、4、6とか、本人の過失のほうが多い場合が多いんですね。今回、100、ゼロということで、どこが違うのかなというような気がするんですが、わかりましたら教えてください。

○**都市づくり課長** 済みません、先ほどの道路の関係で申しますと、よくあるのが道路に穴があいていて、そこにはまってタイヤをパンクしたとか、下の部分が壊れちゃったとかいう事例がよくございますけども、それからあと、道路上に例えば石があって、それを気がつかないでそこに当たってしまうといった事例もございます。道路を走的过程中で安全確認をしながら走らなければならないということが、当然ありますので、その辺も参酌をした中でやらせてもらってますけれども、御本人の過失が、私の記憶だと多いっていうのはあまり、多分なかったかなっていうふうに記憶はしてます。今、ちょっと細かい資料がなくて申しわけないんですが、道路のほうの関係はそんな形でございます。

○**中村努委員** 横沢委員がおっしゃったようにこれからですね、賠償の議案については、ぜひ過失割合等、明記していただきたいと思います。これは要望でいいです。

もう1点ですが、今回は漏水が原因だということですが、その漏水していた期間、それから漏水した量等、わかりましたらお願いします。

○**委員長** 答弁を求めます。

○**施設担当課長** 漏水の関係ですけども、まず漏水の発生ですけども、通報がございましたのが17時30分ですけれども漏水の連絡を受けてございます。それで現場のほうを対応いたしまして現地のほう、断水箇所を狭める作業とか、あと現場周辺に塩カルをまく、また交通の障害をそれぞれ円滑にできるような形で対応を取りながら実際にその漏水がとまった時間ですけれども、19時50分という形で水がとまってございます。出た水の量ですけども、量的には大変済みません、時間当たりですけども、おおむね20トンくらい出てるような形になるかと思っております。以上です。

○**中村努委員** 漏水で水がたまった地点というのが、本当に考えられないくらい遠いところで、17時30分に通報があったということですが、そこまでいってそれだけたまるっていうことは、もっと以前から漏水してたっていうふうに思うほうが自然だと思いますけど、その辺のパトロールとか、そういうことはきちんとはできていなかったんでしょうか。

○**施設担当課長** 17時30分に連絡を受けて、その状態での排水位置の排水流量というデータがございまして、そちらのほう確認したところ、17時10分ごろに水が出ているというような排水流量の変化が見られましたので、これにつきましては以前からずっと出たということではなくて、突発的に出たというような形での漏水となっております。

○委員長 ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、議案第21号及び40号を一括して討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第21号及び40号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第21号及び議案第40号の損害賠償の額の決定については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。次に進みます。

議案第22号 市道路線の廃止及び認定について

○委員長 議案第22号市道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。説明を求めます。

○都市づくり課長 議案関係資料の63ページをお願いしたいと思います。議案第22号市道路線の廃止及び認定について、提案理由、市道路線の廃止及び認定について、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

2番の概要でございます。次のとおり2路線を廃止し新たに4路線を認定するものです。(1)国道19号塩尻北拡幅事業に伴うもの。廃止2路線、路線番号0156、路線名、野村通線。路線番号4190、国道金塚1号線でございます。

次のページを開いていただきまして65ページをお願いしたいと思います。別図1で廃止しようとする路線がそこに書いてございます。国道北拡幅にかかわる部分が、その2路線でございます。

次の66ページをごらんいただきたいと思います。新たに認定する路線としまして、国道19号の北が拡幅された形での絵になってございますが、一度廃止をしまして改めて認定をするというものでございます。

63ページにお戻りいただきたいと思います。この2路線につきましては、起点および終点の地番が変わりまして、延長が約10メートルほど減りまして、幅員等には変わりはありません。終点の地番につきましては、廃止路線の地番が区画整理前の地番で認定をされていたものでございますものですから、このたびの認定に合わせて終点の地番も現地番に変更をしてございます。それが下のほうの認定2路線というところの起点、終点のそれぞれ地番でございます。

続きまして、下の(2)の橋梁の管理移管に伴うものでございます。この橋梁の管理移管に伴うものとして、1路線を認定するものでございます。図面番号で別図3の67ページをごらんいただきたいと思います。場所としましては、丘中学校の東側の田川にかかる上河原橋というものを新たに認定するものでございます。この路線につきましては、かつて土地改良事業によりまして、田川にかかる橋をあわせて土地改良事業のほうで橋梁整備をしてきたものの中の一つ一つの橋でございますが、これは昭和60年ころ建設されたものでございますが、当時、この橋梁のみが市道認定されずにあったものでございまして、当時の管理移管等の書類を確認しましたところ、この1橋のみが記載から脱落していたという状況でありました。それが原因で、この上河原橋1橋だけが市道認定をされていなかったということでございます。

63ページにお戻りいただきまして、認定1路線ということで、路線番号は4238、路線名としては上河原通学線ということで、起点、終点につきましては広丘野村100番15地先、広丘野村100番14地先で、延長が約32メートル、幅員が5.7メートルでございます。

続きまして64ページをごらんいただきたいと思います。(3)の河川施設整備事業に伴うものということでございますが、この説明をするに当たりまして資料配付をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員長 はい。それじゃ、資料配付してください。

○都市づくり課長 今、お手元にお配りをさせていただきました資料は、桜沢バイパスの国交省で出しているパンフレットでございます。今回の路線認定をしていただく部分がですね、そのパンフレットで申しますと国道19号が赤いラインでございます。桜沢改良が2.1キロメートルということで紫の一点鎖線で、そこにあるものが桜沢改良でございます。名古屋側のところの桜沢改良の起点になる近くにありますね、今、ピンクのマーカールで標示をしてある1センチほど短い部分が、その桜沢バイパスのところと19号を結ぶような形でございますが、この部分のところについて、今回、認定をお願いしたいというものでございますが、桜沢の改良の状況をお話させていただきますと、先ほどの国の補正によりまして3億円ということで事業費がついてございます。話の中では5月には着工をしていきたいということで、工事につきましては塩尻側のほうから着手をして名古屋側に向かって行くということで、まずは奈良井川にかかる橋の部分になりますので、そのところから着手をしていきたいということでございます。パンフレットの右と左にですね、それぞれ国道19号の接続部分になるところをですね、CGにおいてそういった形でパンフレットの中では標示をしてございます。

では、市道認定のほうに戻らせていただきます。68ページをごらんいただきたいと思います。68ページのところの番号9060というところでございますが、今、太字で路線認定をお願いする部分の左にですね、河川が流れているわけでございますが、これが普通河川の二ノ沢という河川でございます。位置的にはそのところを認定をするということでございますが、この部分につきましては、先ほどの名古屋側の起点側のいわゆるトンネルの抗口になる部分でございます。普通河川がありますものですから、そのところには橋梁がかかるような形のものになってきます。この今回、路線認定をいただく道路については、現在、その二ノ沢の河川の管理用道路としてありまして、その部分について、今度、桜沢改良のために橋梁をつくるわけですが、その工事用道路としても整備を国交省のほうですということになっておりまして、今後のですね、私どもの管理する二ノ沢の河川管理用道路というものとしてと、それとまた奥へ、西側に林地がたくさんありますけれども、林地への進入道路としても利用しておりますので、その部分について将来の維持管理上も含めまして、このたび新たに市道認定をお願いしていきたいというものでございます。

64ページには廃止及び認定に伴う路線数と延長距離ということで、参考として標示をしてございますので、ごらんいただきたいと思います。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 質疑を行います。ありませんか。

私のほうから1つお願いいたします。先ほどの上河原橋の説明ですが、これは当時、田川改良区でやったものではなくて、その北側のところに、図を見てもらうとその上になりますけれども、消防用水の、いわゆる水管橋が通ってましてね、この水管橋のところを片丘方面の生徒が渡って丘中へ来るということで大変危険だということでございました。それと当時の野村区と、それから中央道の、あの広丘地権者連合会の強い要望によりまして松

本建設事務所が、県が直接、全額をもって橋をかけたということで、これはまさに政治決着をした橋でございます。その時に田川土地改良区で橋がなくて、やっぱり不便だっというような声も出てまして、県が直接、橋をやったものですから、市の関連との連携が上手にいかなくて、この3.2メートル部分は道路認定がしてなかったということで、私が当時担当でございましたんでよく承知してますが、よろしくお願いいたします。

委員のほうで何かございませんか。

○中村努委員 上河原橋の耐震性は大丈夫なのかということが1点と、二ノ沢管理道線、工事用の道路ということで幅員4メートルなんですけど、これで幅員は十分なのかどうか、その辺いかがでしょうか。

○委員長 答弁を求めます。

○建設課長 私のほうからは、上河原橋の補強についてでございますが、今年度、平成24年度ですけど橋梁長寿命化計画策定におきまして点検をさせてもらってございます。特に異常はなく5年後にまたもう一度点検をする予定であります。

○都市づくり課長 今、幅員につきましては、御存じのように市道認定の幅員としては4メートル以上あればいいということでございます。工事用道路としてですね、まだ具体的にどんな形でそれを、どういうものを入れてっていうことは、まだ先の話で決まっておりませんけれども、場合によっては、その時に仮設的に広げるっていうことはあるかもしれませんが、私どもで今、現況として管理をしている道路が、今、既設である幅員が4メートルありますものですから、それで認定を今回はしていくということでございますのでよろしくお願いいたします。

○委員長 ほかにありませんか。いいですかね。

ないようでございますので、討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないので、採決を行います。議案第22号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 異議なしと認め、議案第22号市道路線の廃止及び認定については、全員一致をもって可決すべきものと決しました。

少し早いわけでございますが、午後1時まで休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午後1時00分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

議案第23号 平成25年度塩尻市一般会計予算中 歳出4款衛生費中1項保健衛生費、6目環境保全費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費、1目し尿処理費、5款労働費（1項労働諸費、4目ふれあいプラザ運営費を除く）6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費

○委員長 議案第23号平成25年度塩尻市一般会計予算中、歳出4款衛生費中1項保健衛生費、6目環境保全

費のうち合併処理浄化槽設置事業及び2項清掃費、1目し尿処理費、5款労働費（1項労働諸費、4目ふれあいプラザ運営費を除く）6款農林水産業費、7款商工費、8款土木費、11款災害復旧費を議題といたします。初めに4款衛生費、5款労働費の説明を求めます。

○建設維持課長 それではお願いします。一般会計平成25年度の予算書をお願いします。184ページをお願いしたいと思います。4款衛生費1項保健衛生費6目環境保全費のうち右の欄の185ページの説明欄、上から3つ目の丸、合併処理浄化槽設置事業449万1,000円であります。2つ目のボツ、合併処理浄化槽設置事業補助金でありますけれども、これは、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業の処理区域外におけます生活排水による公共水域や地下水の水質汚濁防止を図り、衛生的で快適な生活環境をつくるため合併浄化槽設置者に対し設置費用から受益者負担金相当額を減じた額の補助を行うもので、7人槽4基440万円を計上しておりますのでよろしくをお願いします。私からは以上です。

○浄化センター所長 予算書の188、189ページをお願いいたします。2項の清掃費でございます。よろしいでしょうか。予算説明資料につきましては、58ページをお願いしたいと思います。それでは、し尿処理費でございます。嘱託員報酬、職員給与費でございますが、この人件費関係につきましては、人事課などの対応としていただきますので、以降の労働費、農林水産業費、商工費、土木費の説明は省略させていただきたいと思いますので御了解願いたいと思います。

それでは、3つ目のし尿処理施設管理費でございます。予定受入量は7,570トンという年でございますけれども、予定してるところでございます。それに伴います施設管理費ということで3,052万7,000円ということでございます。そのうち11節の需用費でございます。401万4,000円、うち消耗品費でございますが、これにつきましては活性炭などの薬品代、それと機械部品等の配管材料、あるいは電気材料の消耗品費ということでございます。190、191ページをお願いしたいと思います。電力使用料でございますが、3つ目でございます。750万4,000円でございます。これにつきましては、衛生センターの管理棟、あるいは井戸の送水ポンプ等の電気代ということで、年間43万2,000キロワットアワーを予定しているところでございます。その1個において5つ目のボツでございますが、営繕修繕料でございます。800万1,000円ということでございます。この営繕修繕料につきましては、破碎機の修理、あるいはそれらの自動弁の交換、ドラムスクリーン等の修理でございます。13節の委託料でございます。911万3,000円でございます。うち中段にあります清掃委託料でございますが、これにつきましては管理棟、処理棟の床清掃など場内の草刈り等の清掃委託料ということでございます。145万9,000円でございます。それと、その4つ下の槽内清掃作業委託料でございますけれども、これにつきましては、し尿の受け槽、あるいは貯留槽等の清掃ということで、178万5,000円でございます。その下の機械設備点検業務委託料ということで、これにつきましては、し尿受け槽の自動扉の点検、あるいは、し渣の袋詰め装置の点検、トラックスケールの点検ということで430万5,000円ということでございます。私からは以上でございます。

○商工課長 次に予算書の194、195ページをお願いいたします。あわせて予算案説明資料の26、27ページをお開きください。私のほうから予算書ですね、説明欄の主な事業につきまして御説明を申し上げます。よろしいでしょうか。

5款労働費1項労働諸費1目労政費のうちの3つ下の白丸、労働者福祉対策事業でございますが、その下の黒

ポツ、中小企業退職金共済掛金補助金540万円でございますが、中小企業者退職金共済等の掛け金を支払った事業主に対しまして130事業所、700名を対象に補助するものでございます。その下の黒ポツ、勤労者福祉サービスセンター運営補助金800万円でございますが、個人事業所を含めた中小企業勤労者の福利厚生を図ります塩尻筑南勤労者福祉サービスセンターへの運営補助金でございまして、この財源につきましては朝日村、山形村からの負担金も合わせまして237万3,000円でございますが、合わせて補助するものでございます。その下の黒ポツ、勤労者住宅建設資金利子補給金207万4,000円でございますが、年間所得が550万円以下の勤労者が新築及び増改築、また住宅建築用地の取得等のために要した費用の3年間の利子総額の20%相当額を補給金として支給するものでございます。その下の労働対策振興費補助金145万円でございますが、勤労者等の団体が構成いたします塩尻地区労働者福祉協議会への助成金でございまして、労働者の自主的な福祉活動を目的としました労福協フェスティバル、また交流事業、福祉施設や駅前清掃のボランティア活動などの勤労者福祉活動事業につきまして補助するものでございます。平成24年度は5万円の減額となっております。2つ下の黒ポツ、勤労者福祉資金貸付金の融資制度預託金1億円でございます。勤労者等を対象としました限度額200万円、返済期間が10年以内の貸付利息でございますが、固定金利で1.84%、変動金利で1.59%といたしました融資のための原資を金融機関に預託するもので、平成24年度につきましては25件、新規融資額3,249万円のあっせん実行額となっております。預託倍率を1.8倍から2.5倍に引き上げましたことから、前年対比4,000万円の減額となっております。減額につきましては年度末に返還されるものでございます。

次の白丸、雇用対策事業の下から3番目の塩尻地区労務対策協議会補助金110万円でございますが、塩尻地区労務対策協議会への助成金でございまして、新規就職者研修会、また高校生を対象としました就職意識啓発セミナー、学校教職員と地元企業との情報交換、また企業視察、就職面接会等を実施する活動を補助するものでございます。その下の黒ポツ、テレワーク推進事業補助金800万円でございますが、ひとり親家庭等の在宅就業支援事業といたしまして平成22、23年度の両年度、IT分野の事務事業といたしまして厚生労働省の採択を受けて実施したものでございまして、平成24年度から市の振興公社が事業を実施しまして補助しているものでございます。事業の目的でございますが、テレワークという新しいスタイルで働き方を推進し、地域に定着させることによりまして就労機会の拡大とワークライフバランスの確立を図る。また、テレワークによる地域ポータルサイトの運営、また中小企業のICTの支援など地域経済の活性化に寄与することを目的としておりまして、さまざまな社会的な課題解決に向けて取り組んでおります。将来的には自立化を目指して取り組んでおりますが、ICT業務などの受注収入を安定的に得るまでの間、人材育成の支援を行ってまいりますものでございます。その下のシルバー人材センター補助金1,065万円でございますが、シルバー人材センターの運営にかかります補助金でございます。補助金のうち140万8,000円につきましては、朝日村が負担となっております。平成24年度から国の国庫補助基準が変わりました。これは就業延べ日数によりましてランクづけがあるわけなんです。就業延べ日数がですね、減ったことによりましてランクが1つ下がりました。AランクからBランクへ下がったということでございまして、全体費の215万円の減額となっているものでございます。

その下の白丸、技能者褒章事業29万3,000円でございますが、市の技能者褒章要綱によります技能功労者、また優秀技能者への記念品代の経費、また式典の諸経費、盆栽の借り上げ等となっております。

196、197ページをお開きいただきたいと思います。2目の職業訓練校費の白丸、職業訓練校運営諸経費の1つ下になりますが、不動産鑑定委託料34万2,000円でございます。先の議員全員協議会で御協議いただきましたけれども、平成25年度をもちまして本訓練校を廃校するという方針といたしまして、この4月から普通過程訓練生の募集を停止することといたしました。今後、この訓練校の土地及び建物につきまして売却する方針で検討を進めていく予定でございますが、不動産鑑定評価を行いまして価格を決定するための資料として予算計上させていただいたものでございます。その下の黒ボツ、塩尻高等職業訓練校指定管理料160万円でございますが、塩尻職業訓練協会への施設管理、事業運営を指定管理する指定管理料でございます。その下の木曽高等漆芸学院指定管理料145万8,000円でございますが、木曽漆器工業協同組合に施設管理、事業運営を指定管理する指定管理料でございます。

3目勤労青少年ホーム管理費の白丸、ホーム運営諸経費のうち上から3つ目の営繕修繕料140万円でございますが、現在2階にあります音楽室を改修いたしまして若者就労支援のための研修室に改修するほか、調理室の湯沸し器、また勤青ホームの体育室、体育センターの水銀灯の交換等のための費用でございます。その下の指定管理料1,201万5,000円でございますが、勤労青少年の福祉の増進を図るために若者就業支援を含む勤労青少年ホームの効率的かつ民間ノウハウを活用した利用者のサービスの向上を図るために管理運営を平成25年度からNPO法人ジョイフルへ指定管理するための指定管理料でございます。この4月からは指定管理ということでございまして、現在は関係者への説明会、周知の関係でございまして、2月13日でございまして、勤青ホームの運営委員会、これは利用者の会、原新田の区長さん、中信労政事務所の所長ほか7名でございまして、そちらのほうの開催、また2月27日でございまして、勤青ホーム利用者の会、利用者皆様方の説明会を開催しております。2つ下の黒ボツ、ふれあい・ときめき事業補助金28万5,000円でございまして、勤労青少年などの出会いの場を提供し交流を促進する目的で開催されます、ときめきデートマッチを企画する実行委員会に対しての、その事業費を補助するものでございまして、本年は16回目の開催となりまして118名の参加があったものでございます。

5款労働費の説明は以上でございまして、よろしく御審議のほどをお願いします。

○**委員長** それでは、ここで一たん切ります。184ページから197ページまでの質疑を行います。委員より御質問、御意見がありますか。

○**中村努委員** 195ページの雇用対策事業の中のテレワーク推進事業についてですけれども、今までの成果をちょっとお聞かせください。

○**委員長** 答弁を求めます。

○**商工課長** ちょっと今、数字的なものが手元になくて申しわけございません。今はですね、特に子育てのお母さん方が主なメンバーでございまして、まず資格の関係であります。特にワープロ検定ですとか、情報処理検定の関係でございまして、308名の方が合格をされているというようなことがございます。あと、特に外注と言いますか、ウェブ系のサイトの制作ですとか、データの処理、管理、特に最近ですとアンケートの調査、あるいはそのアンケートの分析等々を行っていただいております。資格のほうの取得のほうはですね、支援は十分できたところなんですけど、なかなかこれが実際の、何と言いますか、収入って言いますかね、そこには結びついていないというような課題もございまして、そういった自宅で仕事ができるというような、そういった

メリットがございまして、そのための安定的な収入を確保するために、今、事業展開をしているところでございます。

○中村努委員 この外注の仕事はどのくらい来て、実際仕事を、資格を取った方が就業されているのか、わかったら教えてください。

○委員長 答弁を求めます。

○商工課長 済みません、テレワークの関係になりますけども、現在、登録されてる方が40名ほどいらっしゃいます。金額のほうですかね、今、年間で1,500万円ほどの収入がございます。

○中村努委員 これは何社からの外注になりますか。

○商工課長 明細、済みません、覚えてなくて、後ほどまた御答弁させていただきます。

○委員長 じゃ、また後ほどお願いします。ほかにありませんか。

○横沢英一委員 し尿処理の関係についてお聞きしたいんですが、し尿処理っていうのは年度ごとに見た時に、どんどん減ってるんでしょうか、それとも、大体ここら辺で安定して横ばいになっているのかどうか。それと将来はですね、あの施設っていうのは、まだずっと永遠に同じようなことをやってかなきゃいけないのか、ある程度の年代にくると相当量が減るから、こういうような考えでっていうような、そんなようなところを、わかる範囲で結構ですので教えていただきたいと思います。

○浄化センター所長 し尿につきましては、1%くらいずつ毎年減ってきております。それで衛生センターの施設でございますけれども、将来的には、なくしてくというようなことも考えられますけれども、幾つかの問題って言いますか課題がありまして、1つはし尿を浄化センターのほうへ持って行くことになると思うんですけれども、それについては幾つかの問題がっていうか課題がありましてですね、1つは昭和54年、55年ころですか、3地区の吉田地区、それと芳川地区、それと笹賀地区ですか、その3地区の反対期成同盟ですか、浄化センターの、中央道とセットになったその期成同盟がありましたけれども、その中では、その地区へバキューム車って言いますか、そういう一般廃棄物の車は入ってはいけないというような覚え書きもありましてですね、それをクリアしてですね。それでもう1つは、何て言いますか、浄化センターの中にですね、要はし尿の受け槽とか、そういう施設、どういう配置でそういう施設をつくるかと、それで費用はどのくらいかというような問題、課題がありますが、それらをクリアすればですね、将来、そういった衛生センターみたいなものは廃止できるんじゃないかなというように、私は思っております。

○横沢英一委員 ありがとうございます。あれでしたかね、農業集落排水事業やなんかの汚泥ですね、あれはここへ持って行ってるわけですか、それと合併処理浄化槽や何かの関係。

○浄化センター所長 農集の汚泥とかですね、一般の浄化槽の汚泥につきましては、今、衛生センターのほうへ投入してですね、そしてそれを希釈してですね、県道の南原広丘停ですか、そちらの西部污水幹線のほうへ落としてですね、そして浄化センターのほうへ行ってるというような形でございます。

○横沢英一委員 当然、検討されていることだと思いますけれども、やっぱり消化汚泥っていうのは、一回処理された後のあれだもんですから、またここで金をダブルでかけてくような形になるような気がするものですから、そこら辺、これから将来に向けてどういう形がいいか、しっかり研究してもらって、あれしてってもらったほうが良いような気がします。お願いします。

○**浄化センター所長** さっき言った課題っていうか問題をクリアしてですね、昭和55年、4、5、6年と言いますと時代も違うと思いますので、昔の人たちって言いますか、そういう代が変わっていると思いますので、地元へ入ってですね、話し合いとかそういうことを、さっき言ったようなことをクリアすれば、やっていきたいというふうに思っています。

○**横沢英一委員** ありがとうございます。

○**委員長** いいですか。ほかにありませんか。

○**副委員長** 勤青ホームの音楽室を改修するという話でしたが、前回ちょっと質問するのを忘れてまして、今、再度質問させていただきますが、音楽室にあるピアノはそのままですか。あるいは、それも処理しちゃうんでしょうか。

○**商工課長** 音楽室のほうですが、一応、改修する予定でありますけども、ピアノのほうはそのままそこで使用できるような形で考えております。

○**副委員長** それならいいです。

○**委員長** ほかに。

○**中村努委員** 関連して、ホーム運営諸経費ですが、勤青ホームの運営委員はたしか市長が委任をしたと思うんですが、この指定管理になってそれがどうなるのかということと、この費用弁償とか、小さい営繕修繕ですとか、そういったものは指定管理料の中に含まれていないのかということが、もう1点。もう1つが、ふれあい・ときめき事業ですが、これは指定管理者が行うのか、市が行うのか、その辺お願いします。

○**商工課長** まず指定管理の関係の運営委員会の関係なんですが、これにつきましては条例で定められておりますので、引き続き市長が任命するというような形で新年度も取り組んでまいりたいと思っております。

あと修繕費につきましては、30万円までの小破修理につきましては指定管理料に含まれておりまして、その場で対応していただくと、そういったことになっております。

あと、ふれあいときめきデートマッチの関係につきましては、利用者の会の皆さんの実行委員会で組織されているものでございまして、その運営って言いますか、実行部隊は利用者の会の皆さんで行うと。多少、指定管理者のほうでですね、そういったサポート的なお手伝いですとか、そういったことはお願いするようなことはあるかと思いますが、実際の運営主体は実行委員会で行うようになっております。以上です。

○**中村努委員** わかりました。指定管理者になって新たな事業が加わって増額になっていると思うんですが、これを従前の事業と新しく新規に起こす事業、それぞれ、これ分けると幾らになるかわかりますか。

○**委員長** 答弁を求めます。

○**商工課長** ちょっと、済みません、後ほど御答弁させていただきます。済みません。

○**委員長** ほかにありませんか。よろしいですか。

それでは、次に進みます。農林水産業費を議題といたします。説明を求めます。

○**農業委員会事務局長** それでは、予算書200、201ページをお願いいたします。6款農林水産業費の中の1目農業委員会費から御説明いたします。予算額につきましては5,439万7,000円でございます。

2番目の丸、農業委員活動費1,811万5,000円でありますが、農業委員の活動に伴う経費でございまして、主なものでは農業委員30人分の報酬1,600万7,000円でございます。

その次、3番目の丸であります、農業者年金事務諸経費67万1,000円でありますが、この経費は農業者年金の受託事務で年金裁定請求等の事務処理にかかわる経費でございます。

その次の丸、農業委員会事務局諸経費295万9,000円でありますが、この経費は農業委員会事務局の通常の経常経費でございます。主なものでは下から2番目のポツ、農地地図情報検索システム業務委託料92万4,000円でありますが、農地基本台帳の農地所有者の住民記録、また固定資産の情報や地図データ等の更新を委託するものでございます。農業委員会費につきましては以上です。

○**農林課長** それでは、引き続き202、203ページをごらんいただきたいと思います。予算説明資料は23ページをごらんいただきたいと思います。それでは、6款農林水産業費の中の1項農業費2目農業総務費について御説明を申し上げます。

最初に3つ目の丸になりますが、農業総務事務費517万2,000円につきましては、前年2,910万3,000円でしたが、平成25年度は農業公社事業を一つの事業として丸という形になっておりまして、その分減額になっておりますのでよろしく願いいたします。主なものといたしましては、下から4番目のポツであります、農業振興地域整備計画作成委託料372万9,000円でございますが、これは平成26年度に見直しを予定しております農業振興地域整備計画の見直しに向けまして、平成25年度から基礎調査を行うものでございます。

それでは、続きまして3目の農業振興費になりますが、この一番最初の丸の嘱託員報酬257万3,000円につきましては、市長の総括説明でも触れさせていただきましたが、果樹産地保全推進員1名を配置するものでございます。これは、国の事業でございます人・農地プラン推進の補助事業を活用いたしまして遊休化する可能性のありますブドウ園を集約化、また円滑な承継が図れるための嘱託員を配置いたしまして加工ブドウの生産量の維持拡大を図るものでございます。

続きまして2番目の丸になりますが、園芸産地基盤強化等促進事業、これも前年比925万9,000円の増額になっておりますが、これは環境にやさしい農業推進事業、後ほど出てまいります、事業を統合したための事業費の拡大となっております。この事業の内容といたしましては、低落時に生産者の補給金として交付されます野菜価格安定基金の造成に要する経費900万円、またレタスの根腐病の総合的な対策、また風食防止等の防止のために行っております、燕麦等ですね、緑肥種子の購入に対する補助等でございますが、農地地力向上対策事業補助金186万2,000円、また、農業用のポリマルチの適正処理にかかる5分の1の助成をしてございます農業用廃プラ回収処理事業補助金610万4,000円となっております。よろしく願いいたします。

それでは1枚めくっていただいて、204、205ページをごらんいただきたいと思います。畜産振興事業の300万3,000円でございますが、これは高ボッチ牧場の電力使用料ですとか、また肥料の購入費等、維持管理を行うための費用、また畜産振興のための補助、関係機関等の負担金でございます。なお高ボッチ牧場につきましては、現在、高ボッチ牧場、おおむね牧草の用地が53ヘクタールでございますけれども、頭数も平成24年度は32頭になっているというような状況でございます、これを平成25年度に40ヘクタールに規模を縮小いたしまして、管理者の軽減負担をしてまいりたいというふうに考えてございます。

それから予算説明資料23ページのほうをごらんいただきたいと思いますけれども、その有害鳥獣駆除対策事

業でございます。１，８３８万９，０００円でございますが、この有害鳥獣駆除対策事業につきましては、旧の事業名が農作物等災害対策事業を有害鳥獣駆除対策事業ということで特化させていただいてございます。内容としては野生鳥獣から農作物の被害を防止すること、また市民生活を安全、安心を確保するというようなことを含めて、事業を進めさせていただいてございます。具体的な内容としては、一番最初の１番目のボツでございますが、臨時職員賃金２６１万７，０００円で、鳥獣パトロール員が３名、カラスおりの管理員が１名の賃金でございます。また、下から５番目のボツでございます有害鳥獣駆除対策協議会負担金７６９万５，０００円につきましては、サルの追い払い事業、また鳥獣の駆除、それから鳥獣駆除にかかわるところの報奨金の交付、また有害鳥獣駆除対策協議会ですね、事業ということでお願いをしているための負担金でございます。現在のところ、本年の駆除の状況でございますが、２月末ですが、カラスが６０４羽、それからイノシシが４７頭、それからニホンジカが３２９頭、これは県の捕獲隊の数も入っております。それからクマが１９頭、これも学習放獣も含まれております。それからニホンザルが３７頭、それからムクドリ、ヒヨドリの関係が７７羽、ハクビシンが８１頭ということで、いずれも昨年の駆除実績を大幅に拡大となつてございます。それから引き続きまして下から４番目のボツでございます。松本広域鳥獣被害防止総合対策協議会負担金１５７万５，０００円でございますが、これにつきましては、松本広域にありますＪＡですとか、猟友会、また中信農済、森林組合とか、こういった皆さんで構成してございます松本広域鳥獣被害防止対策協議会でございますけれども、ここに対して負担金を納付させていただいておりますが、この事業、国の助成事業ということで国の対策事業を公布するためにつくりました団体でございまして、広域になればその点数が上がりますして助成率がよくなるというようなことで、私どもの塩尻市の関係では、冬季に行いますニホンジカの一斉駆除を対象事業とさせていただいてございます。また、くくりわなも対象事業ということで、この松本広域の対策協議会から事業費を捻出をいただいているという形になってございます。

それから次、下から３番目の有害鳥獣防除対策事業補助金４２５万４，０００円につきましては、被害防止のための、いわゆる生産農家の皆さんが実施いたします電気牧さく等への設置補助でございます。それから、次の下から２番目のボツでございます有害鳥獣駆除従事者確保事業補助金３１万８，０００円につきましては、有害鳥獣の従事者の確保のための、わな免許、それから銃砲所持などの取得に関する支援でございます。これにつきましては、平成２４年、まだ終わっておりませんので、平成２４年度の実績でございますと、わなが１３名、銃が１名という形でそれぞれ助成をさせていただいてございます。

それでは、その次の下から２番目の丸になりますけれども、農業振興資金等利子補給事業６４６万６，０００円でございますが、これにつきましては前年の事業費が拡大になっておりますが、これは下のですね、農業経営基盤強化資金利子助成金を統合いたしまして、１つの利子補給事業に統合したため増額になってございます。内容的には、農業振興資金利子補給金ということで市の行っております利子補給、それから２番目の農業経営基盤強化資金利子助成金につきましては、スーパーＬという形の中で認定農業者を対象にいたしまして農地取得ですとか、施設整備等への事業費の利子の補給をするものでございます。

それではその次の丸になりますが、ぶどうの郷づくり等推進事業１，３９６万１，０００円をお願いするものでございますが、これにつきましては果樹の総合産地といたしまして維持発展を図る事業でございます。特にこの補助金を活用いたしまして果樹棚の整備、また優良苗木の導入に対する助成等を行っております。なお、平成

25年度から改正をさせていただきまして、果樹園の整備につきましては基本標準事業費を新設の場合は今まで60万円で行っていましたが、これを70万円、1反歩当たりですが、に拡大、それから更新する場合、1反歩当たり今まで30万円で行っていましたが、これを400万円に増額をさせていただいて、これは農家からの要望でございます。これに対して対応をさせていただきたいというふうに思っています。

〔「40万円」の声あり〕

○農林課長 30万円を40万円に拡大をする。いいですね。それでブドウ棚につきましては新設が3分の2、それから更新が2分の1ということでございます。また、優良果樹苗の導入につきましても補助率を2分の1ということで助成をさせていただいております。その次のポツの果樹共済加入推進事業補助金268万6,000円につきましては、果樹共済制度への加入促進を図るための果樹共済掛金の3分の1を助成をしているものでございます。

それでは次めくついで、予算書の206、207ページをごらんいただきたいと思います。一番上の丸の中山間地域等直接支払事業2,591万2,000円でございますが、これは従来から進めていただいております。耕作放棄の防止、また水路の維持管理、また農地の機能保全活動など集落協定を結んでいただいております。国と県と市が、それぞれ3分の1ずつ交付金を負担をするものでございます。平成24年度の状況でございますが、18集落、約135ヘクタールというようになってございます。

それから、その次2番目の農作物自給率向上事業でございますが、1,239万3,000円をお願いするものであります。これにつきましては米の自給調整や農業者の戸別所得補償制度への加入促進、また遊休荒廃農地の防止等、また耕作放棄地の解消や利活用によって生産振興を図っていくという事業であります。ここでは政権が変わりまして従来の農業者戸別所得補償制度から名称が変更になるということでございまして、経営所得安定対策事業という形で戸別所得補償制度が名称変わります。ただ、内容的には今までのものを、おおむね継承するという形で連絡が来ておりますけれども、そんな形になっております。また市の単独事業で、今まで進めてまいりました国に先がけて実施いたしました農地利活用推進補助金につきましては、3年の時限措置であったこと、また、1つの成果が上がってきておりますし、現在、農業公社の耕作放棄地に対する取り組み、また国の制度で、その予算書の下から3番目にあります農地再生支援補助金100万円ということがありますが、それが定着してきたというようなことも含めまして、平成24年度で事業を閉じさせていただいておりますのでお願いいたします。それから一番下の経営所得安定対策直接支払推進事業補助金871万4,000円でございますが、これは各地区の推進活動、また営農計画書の作成、現地確認等にかかわるところの事業費に対して補助をされるものでございます。

それでは次、その下の丸の農業経営体育成支援事業でございますが、これは事業全体3,096万1,000円でございますが、これは予算説明資料23ページの中段をごらんいただきたいと思います。全体から説明させていただきますが、持続性のある力強い農業を構築するという目的で国のほうで人・農地プランが指されておりますけれども、この事業をもとに新規就農者の確保、また地域の核となる担い手への農地の集積、それから市の単独事業といたしまして集落営農等を推進するための共同機械の購入補助、また市の施設でございます、ならかわ市場ですとか、チロルの森の信州ファームの施設、また柿沢の農産物加工施設等ですね、こういったものの施設管

理、維持、また志学館の生徒のワイン研修等々ですね、市が実施してございます事業の内容を、それぞれ支援事業という形で予算化をさせていただいたものでございます。それから恐れ入りますが、予算書の208、209ページをごらんいただきたいと思います。一番上ですね、青年就農給付金1,200万円でございますが、これも人・農地プランの事業の一環で進めていただいているものでございまして、原則45歳未満の就農希望者、または新規就農者の方に150万円を研修期間2年、それから就農研修期間を5年ということで最長7年間補助をするというものであります。この状況でございますが、9月の補正で1人をお願いして、この3月補正、今議会をお願いしたいと思いますが、3月補正で2人をお願いして平成24年度では3名、それから新年度につきましては、いろいろお申し出ございましたけども、対象になるのが先ほどの平成24年度分の3名を含めまして8人くらいになるだろうと、8名分の予定をさせていただいてございます。それから、その次の下のボツであります、農地集積協力金155万円につきましては、この同じ人・農地プランの事業の中で位置づけられている事業でございまして、国のほうで10分の10の事業費でございます。これにつきましては、農業をやめるとかですね、言う方につきましては農地を白紙委任をしていただいて人・農地プランに位置づけさせていただきます。その中で中心となる形態のところへですね、農地集積を図っていくために交付されます協力金でございます。これは、面積等に応じまして変わってまいります、おおむね0.5ヘクタール、50アールで1反歩当たり30万円、また2ヘクタールまでは10アール当たり50万円、また2ヘクタールを超える場合は70万円ということで、集積に協力してくれた方への補助金が用意されてございます。

それから続きまして、その次の丸になりますが、農業再生プロジェクト推進事業804万3,000円でございますが、これも予算説明資料の23ページの一番下の段をごらんいただければと思います。これは前年比1,076万9,000円ほど減額になってございますが、これは平成24年度で総合特区申請ですとか、プロジェクトのコーディネーターをお願いしてみた委託料をおおむね減額させていただいて、事業の進捗に合わせて予算化をさせていただいたものでございます。農業再生プロジェクトの状況でございますが、報道等で御存じかと思いますが、まず全部で8提案を申し上げてあります。この中で農作物の域内流通、いわゆる地産地消の拡大につきましては、ここで消費動向調査を行わせていただきまして、学校給食等を対象に実証事業を行ってございます。これによって足がかりができていますわけでありまして、またブドウ、ワイン等の産業振興につきましては生産農家やワイナリー等の意見交換を行うこと、また新ジャンルワインの研究を行っているという状況でございます。また、レタスの野菜等を含めた野菜振興の輸出関係等も視野に入れた事業推進でございますが、これにつきましては消費拡大につながる加工品の開発研究を、今、進めているところでございます。それから大豆プロジェクトにつきましては、農業公社、JAが中心に遊休荒廃農地等で栽培をいたしました大豆の加工品を開発いたしまして、独自産業化の推進を図っているという状況でございます。なお平成25年度につきましては、1ついたしましては、この給食で行いました実証事業の結果をベースに市内の量販店、また福祉施設等への販路拡大を行うということとあわせまして、6月下旬から7月上旬に塩尻産フェアを実施していこうというようなことを考えさせていただいてございます。また、この地産地消の拡大を図るために供給コーディネーターと販路拡大コーディネーターを、それぞれ農業公社に設置をいたしまして、市内の農産物を市内の皆さんがきちんと消費していくというような仕組みを、さらにパワーアップしてまいりたいというふうに思っております。それからブドウ、ワインにつきましては、引き続き新ジャンルワインの開発を進めてまいりたいと思っておりますが、先程ちょっ

と申し上げましたが、遊休化するブドウ園の実態把握、集積を行いながら、集積の支援員を新年度から設置をしていくということでございまして、とにかくブドウ産業の承継のためにも、このブドウ園の集積に向けて人を配置してまいりたいということでございます。あとレタス、大豆関連につきましては引き続き加工品の開発を行いながら消費拡大、生産拡大につがることを目指してまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それから、その下の丸の農業公社運営事業でございしますが、3,139万円をお願いするものでございます。これは農業公社に対するとおの運営補助金でございまして、公社の事業につきましては前年比160万円ほど減額になっているわけですが、これは公社の事業がそれぞれ拡大することによりまして、自己資金の収益をもって事業費を充てるということで減額になってございます。なお、公社につきましては大豆を活用した独自産業化に向けた加工品の直接事業、また農業機械、農作業支援等の支援的な事業、また営農組合、個人から委託を受けて作づけするってというような事業等をですね、行っているわけですが、おおむね50ヘクタールに平成25年はなるだろうというようなことでございます。

それでは、その次の丸になりますが、4目の農村総合整備費の農業集落排水事業会計繰出金2億5,054万1,000円でございしますが、これにつきましては農業集落排水の経営安定を図るため、一般会計から農業集落排水事業会計に繰り出しをするものでございます。詳細につきましては、後ほど農業集落排水事業会計のほうで説明をさせていただきます。

○**農業委員会事務局長** 続きまして、5目農地流動化促進活動事業費につきまして御説明いたします。予算案説明資料につきましては、最終59ページになります。この事業は、利用権を設定いたしまして農地の流動化を進める事業でございします。予算額につきましては1,652万2,000円でございします。主なものでは下から3つ目のポツ、県農地情報管理センター負担金33万2,000円でございしますが、農地の貸し借りの利用権設定をした情報を農業会議のほうに送りまして一括管理しておりまして、利用権の契約期間の満了前に前回の契約内容の一部を印刷した更新資料代等で、更新漏れがないよう農地所有者等に通知して再設定を促進しておる負担金でございします。その下のポツ、中核農家等育成規模拡大事業奨励金1,500万円ではありますが、この事業は、遊休農地の発生防止を図りながら担い手農家を育成するために農地の借り手農家に対しまして、その契約年数に応じて奨励金を交付するものであります。これによりまして農業経営の安定を図るものでございします。奨励金の交付、単価等につきましては、予算(案)説明資料のとおりでございします。私からは以上です。

○**農林課長** それでは引き続き、予算書の210、211ページ、予算案説明資料の24ページをごらんいただきたいと思ひます。6目の農地費の関係で、一番最初の丸の土地改良事業でございしますが、1億3,087万1,000円をお願いするものでございしますが、これは各地区や土地改良区等から要望されております農業施設の整備、それから農業生産性の維持拡大を図るための事業等を行うものでございします。これにつきましては、主なものでございしますが上から10番目のポツになりますが、設計委託料483万9,000円でございします。これにつきましては洗馬本村堰の整備事業費の用地測量にかかることの業務委託、それから地元要望から上がっております農業用施設の整備に関しまして国の農業体質強化整備促進事業、この補助事業を受けて行う事業に関係するところの測量設計業務の委託でございします。また、もう1点といたしましては、片丘内田原犬原のですね、排水不良の改善に向けた調査測量業務ということで、全部で3件の設計委託をお願いするものでございします。それから、5つ飛んでいただいて15番目のポツの農業農村基盤整備工事2,176万円でございますが、これは一部

補正でお願いするようになってございますが、緊急経済対策事業で平成24年度に前倒しをしたことから、この事業費全体としては減額になってございますけども、平成24年度のを前倒して繰り越しをするというような形になるものですから、そんな形でお願いをしたいと思います。工事といたしましては、まず農業体質強化の基盤整備促進事業ということで176万円、それから市単で行います基盤整備事業、これは地元からの皆さんからの要望で行われたものを実施するものでございますが、これがおおむね1,000万円、それから四沢ダムのしゅんせつ工事に1,000万円ということでございます。それから下から8番目のポツになりますが、県営農業農村整備事業負担金1,000万円につきましては、県施行で実施しております松本広域のグリーン道路の農道整備に関する事業負担でございます。これも、先程申し上げましたとおり緊急経済対策で平成25年度に前倒しをした関係で補正をお願いをさせていただきますが、その関係で平成25年度につきましては、前年比では予算ベースでは減額になってございますけども、事業費といたしましては前倒しをした分が膨らむという形になりますのでよろしくお願いたします。それから下から3番目のポツの土地改良事業地元負担金等軽減補助金8,270万1,000円でございますが、これにつきましては土地改良事業の地元負担軽減のため、平成元年から平成24年分までの計71件になりますけども、その農林漁業資金償還助成を行うための補助金でございます。

それでは、恐れ入ります、続いて次の丸になりますが、減濁水対策施設維持管理事業でございますが、予算説明資料の24ページに掲載させていただいてございます。これは、塩嶺隧道トンネルの関係で減濁水対策の施設といたしまして、現在、稼働してございます施設の維持管理及び送水水利調整に要する費用でございます。これは関連全部で24施設ございまして、この施設の維持管理に要する経費でありまして、特に平成25年度につきましては管理を容易にすること、それから故障の際にわかりやすくすることということでですね、回転灯のパトライトをつけさせていただきたいということで予算化をさせていただいてございます。

それでは、続いて予算書の212、213ページをごらんいただきたいと思います。一番上の丸になりますが、農村公園管理諸経費254万7,000円につきましては市内にございます日出塩桜の丘公園、また洗馬の堂公園等の全部で4カ所の農村公園の施設、また宗賀本山にございます野営場の、それぞれ施設の維持管理費でございます。

それから1つ飛んで、その次の丸になりますが、土地改良施設維持管理適正化事業1,656万2,000円でございますが、これにつきましては国の維持管理適正化事業、土地改良施設のですね、計画的な機能保持を図るために計画事業費全体の30%を5年間に分けて拠出することによりまして、国から6割くらいの助成を受けられるという、制度的にはいい制度でございますが、これを活用いたしまして農業用施設の耐用年数の延長を図ってまいりたいということでございます。なお塩尻市で、現在、この事業に参加している施設は全部で9カ所が加入をしてございます。

それから次になりますが、第2項の林業費1目の林業総務費の2番目の丸になりますが、林業被害防止対策事業諸経費438万6,000円でございますが、これは県の森林づくり県民税を活用いたしまして、マツクイムシ、またカモシカ等の有害鳥獣から森林を守るための個体数調整、また有害鳥獣の被害対策として行っております緩衝体の整備事業等の森林整備を行うための事業ということで充当をさせていただいてございます。具体的には臨時作業員賃金につきましては、松林の監視人ということで6人の方が5月から9月にかけて5カ月間、月2回巡回をしてございます。またカモシカ等につきましては、猟友会にお願いをいたしまして個体数調整を実施さ

せていただいておりますし、また森林づくりの推進支援金の委託料270万円につきましては、松枯れが発生した場合の樹木の処理費、また鳥獣被害等ですね、緩衝体として里山を50メートル幅で、おおむね除間伐するような場合の事業費ということで活用をさせていただいております。

それから、恐れ入ります、3番目の丸になりますが、林業総務事務諸経費195万7,000円につきましては、次ページの214、215ページも一緒にごらんいただければと思いますが、これにつきましては前年比85万4,000円ほど増額になっておりますが、これは治山林道協会の負担金が減額になったこととあわせまして、次ページの治山林道費を組みかえをさせていただきまして事業費が減額になってございます。この内容的には片丘の林業センターの改修、また各種関係機関や森林の育成を行う各種団体等への負担金、補助金でございます。

それから、次の2目の治山林道事業1,084万2,000円でございますが、これは地元要望に基づく林道、作業道等の維持、補修、また治山工事等行いまして、地域林業の生産活動の維持と林業の振興を図るものでございまして、主なものといたしましては、市単の治山工事といたしまして650万円を計上させていただきます。これにつきましては、各地区から要望がありました林道の補修費とあわせまして、主といたしましては洗馬の上小曽部の林道烏川線の護岸が陥没したり、また崩落しているものですから、このブロック積み等を行う費用が主なものでございます。

それでは、予算書めくっていただきまして216、217ページをごらんいただきたいと思います。3目の造林費の森林等整備維持管理費2,763万4,000円でございますが、これは森林の持つ機能に応じた各種森林造成の事業を行いまして水源涵養、または自然環境の保全等、森林のっております多面的な機能の維持、増進を図る事業でございます。主なものといたしましては、8番目のポツになりますが市有林施業委託料1,020万円、これは、市有林の森林所有者の手本となるように市の市有林をですね、維持管理を行うものでございます。それから、下から3番目のポツの森林整備地域活動支援事業交付金でございますが、これは本会議等の中でも出てまいりました森林経営計画の作成促進にかかわるところの支援でございます。この森林計画をつくるために現況調査、また合意形成等にかかわる経費、また計画書作成のための事業費等が対象となっております。この森林経営計画の本市の今現在までの作成状況でございますが、平成24年度が、まだ完全ではございませんが5カ所、おおむね330ヘクタールが予定されております。また平成25年度につきましても3カ所、260ヘクタールが森林計画作成をしてまいるというような予定でございます。それから、その次の下から2番目のポツになりますが、森林整備補助金1,126万9,000円につきましては、これは民有林の整備促進のための補助金でございまして、国の制度といたしましては森林造成事業補助金、おおむね国が65%から70%で、市がそれに20%ほど上乗せをさせていただいている事業でございますが、これが国の制度。それから県の制度といたしましては、森林づくり県民税を活用いたしまして、みんなで支える里山整備事業、これは県が10分の9を負担し、市が10分の1を上乗せをしてるという事業でございます。これは二期対策として平成25年度から新たな事業がスタートしてまいります。それから従来から進めてございます市の単独事業といたしまして、ふるさと森林整備事業、これは皆さんが森林の整備をする場合10分の4を助成をさせていただくという事業でございます。計画といたしましては国の事業を170ヘクタール、それから県の事業を35ヘクタール、市の事業を25ヘクタールほどが実施するというような計画でございます。あと、財産区繰出金20万円につきましては、森

林整備補助金という形ではなくて地方公共団体である関係上、財産区へという形は繰出金という形になるものですから、繰出金という様式で20万円を計上させていただいてございます。私のほうからは以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。それでは200ページから217ページにつきまして質疑を行います。委員より御質問、御意見がありますか。

○青木博文委員 ちょっと203ページですね、農業廃マルチの回収の件で、ちょっとお聞きしたいんですが、この総額の中、塩尻市農協と洗馬農協の配付、この補助金はどのくらいなんですか、ちょっとお聞きしたいんです。

○委員長 答弁を求めます。

○農林課長 済みません、データなものですから、出させていただく時間ちょっといただきたいと思いますが、これにつきましては平成10年から進めさせていただいてございまして、平成24年度は902トンを実施させていただいてございます。洗馬農協と市農協の関係、細かいデータですので、ちょっと待ってくださいね。済みません、じゃ、ちょっと後ほど答弁させていただきます。

○青木博文委員 それとですね、この処理回収しておる業者はどこでも、私構わないんですが、最初のころはですね、産業廃棄物で引き取っておったと思うんです。現在は、どういう形なんですか。有価ですか、産業廃棄物ですか。

○委員長 答弁を求めます。

○農林課長 これにつきましてはですね、昨年までは農業用ポリマルチ等廃プラの適正処理という形で事業名をさせていただきました。これは、言うまでもなく産業廃棄物として適正処理をされるようにという形の中で事業をさせていただいてございますが、本年も同じ意味合いで産業廃棄物として適正処理をするという形で、産業廃棄物の免許を持っている業者が処理をしていくという形で進めさせていただいてございます。

○青木博文委員 ということは、あれですね、J Aがこれだけ処理してもらった金額を業者に払っているってことですね、そういうことですね。

○農林課長 はい、そのとおりでございます。

○青木博文委員 いいです。

○農林課長 委員長、済みません、先ほどの1回目の内容につきまして答弁させていただきますので、担当の係長から申し上げます。

○農業振興係長 データでございますが、平成22年度の処理量につきましては、J A洗馬が612トンほど、それからJ A塩尻市が256トンほどとなっております。平成24年度の予算といたしましてはJ A洗馬分を630トンほど、J A塩尻市分を270トンほどみて計上させていただいております。

○青木博文委員 何トンでも、それはいいんですが、実はね、こういう話があるんですよ。この補助金をやって足りないから農家の人から取るのかね、実際、農家でも金出してるんですよ、処理を。だから、これだけで足りないという意味なのか、これだけ出せば農家は負担しないでいいのかね、そういうことなんですよ。その辺は、どうです。これやったから、これは補助の一部だから例えばね、1キログラム例えば20円と言え、トン2万円ですよ。それで見合うなら、これ、足りるのか、この補助で、こういうことです。現状、今、払ってるわけですよ、農家の方が。そして、また出荷物からも取られてるんですよ。だから、おかしいって言う方もいるんです

よね、これ。

○農林課長 この廃プラの処理につきましては、事業の始まりの時にですね、平成10年から進めさせていたでいるわけでございますけども、この事業の廃止につきましては、当初、廃マルチをですね、畑で燃やしておりました。それで当然、有害物質等が出るというような形の中で。

○副市長 何分の1持ってるっていうか、言えはいいいじゃない。

○農林課長 はい、済みません、簡単に申し上げますと、処理費の5分の1を助成をさせていただいてございます。

○委員長 補助でだでね、おれも言ったことあるで。ほかにありませんか。

○中村努委員 農地集積協力金ですけど、これは農業をやめて手放したい方が、売った時に協力金としてお支払いするものですか。

○農林課長 これは、新年度からスタートするわけでございますけども、農地利用集積金ってことで、これから農業を私はここでやめたいということで白紙委任をしていただきます。その白紙委任の対象がですね、農地集積円滑化団体ということで、塩尻市の場合は農業公社がこの団体になっておりますが、そこに白紙委任をしていただいた方について30万円、50万円、70万円という形で支給をさせていただくというものでございます。おおむね10年以上ということで決められてございます。10年間、貸せるということです。売るではなくて貸せるということ。

○中村努委員 それじゃ、協力金という名前だけれども、最長10年間の賃貸料っていうふうにとらえればいいわけですね。

○農林課長 はい、そのとおりでございます。

○横沢英一委員 ちょっと3点ばかり、お聞きしたいんですが。まず有害鳥獣のですね、報奨金について、先ほど非常に大きくふえたということなんですが、大体、報奨金、新年度できたもんですから、どのくらい効果があるかっていうのは、やっぱり注目だと思います。それで大体、先ほどの頭数はわかりましたが、実際は一昨年に比べてこれだけふえた、そして金額はこのくらい報奨金を払ってますよというようなことを、ちょっと教えてもらいたいんですが。相当、効果があるという目線で。

○農林課長 恐れ入ります。ずっと先ほど、数字申し上げましたけども、報奨金の部分だけでよろしゅうございますかね。

○横沢英一委員 報奨金、と。ふえたところ。

○農林課長 報奨金につきましては、現在、ニホンジカとイノシシに対して支給させていただいてございます。現在のところニホンジカが24頭分、それからイノシシが7頭分ということでございます。これは、ニホンジカにつきましては松本の県の捕獲隊等もあるもんですから、ちょっと比較になりませんが、市の部分だけで言いますとニホンジカ、昨年80頭が、現在47頭ということであります。それからイノシシにつきましては、昨年29頭が、ことし47頭という形でイノシシはふえております。シカは広域の松本の県の捕獲隊がしっかりやってもらったもんですから、市のほうでやってる部分は減っておりますが、そうは言いましても個体数調整という意味では、非常に有意義な活動であったということで認識してございますけども。

○横沢英一委員 先ほど課長さんが説明したのは、大きく効果があったようなことだったもので、今、聞いたら

その割に大したことないもんで、びっくりしたなと。もうちょっと何か効果がね、3,000円と5,000円ですよ、ふえてるのは。だもんで、たくさん効果があるのかなと思ったけど、その割じゃないもんで、ちょっとね、そこら辺を検証していただいてですね、やっぱり効果に結びつけるところに研究してもらいたいと思いますが。

○**農林課長** ありがとうございます。効果と言いますと、カラスが非常に多いのと、またシカにつきましても、県の捕獲隊が行われたということもありましてですね、この数字につきましては非常に効果が高かったことでありますけども、ただ昨年までは、里山から出てくるところの農地側のほうで駆除をしておりました。しかしことしから山の中のほうに入って行って駆除をしてるってということでございますんで、これについては非常に効果は大きかったというふうに思っておりますし、農作物の被害等も若干減っていくような傾向でありますんでね、それを含めて効果が大きかったということでさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○**横沢英一委員** 211ページの減湯水の関係で、ちょっと教えていただきたいと思うんですけども、先ほどの説明の中ではパトライトを何か機器につけてですね、故障箇所が早くわかるようにして早期対応をするということで、そういうことで対応していただけるってことは、大変ありがたいことだと思います。しかしながら、この間、予算のあれを見ていましたらですね、節減の中で送水管理委託料っていうのは非常に、120万ばかり節減したということでありましたけれども、私どものですね、北小野地区、この減湯水のあれで夏場は水田つくっているわけでございまして、非常に去年のあのようですね、大きな晴天が続いてくと非常に微妙な調整をしていただいてやってもらってるというようなことで、管理をされてる人には、去年は非常に大変だったなと感謝をしているわけでございますが、そこら辺を減らされてしまいますとですね、本当に微妙な、いろいろな目線でしょっちゅう調整を、管理をしてもらわなきゃいけないような部分が出てきた時に、果たして対応できるのかなっていうようなことが心配です。そこら辺をちょっと聞かせていただきたいと思いますが。

○**委員長** 答弁を求めます。

○**農林課長** 減湯水の対策につきましてはですね、1点、ちょっと先ほど言葉不足な部分があったんですけども、今までですね、水道事業部のほうに業務委託をしてございました。それを平成25年から農林課の所管の中で実施をしていくということでございます。そんな意味で電気関係等とか、ポンプ関係につきましては、電気事業者に見ていただくということでお願いをしたいというふうに考えてございます。それから従来からも進めておりましたけども、特に水利関係につきましては地元の皆さんと、それから電気事業者によりまして、水利に関するポンプ等も含めてやっていきたいというような考え方持っていてございまして、そんな意味で事業費がですね、少し減額になってございますが、そんな意味でも。ただ、業者委託の部分が今までよりも少し多くさせていただいてございますので、そんな感じでお願いをしたいと思います。済みません。

○**横沢英一委員** ありがとうございます。今の答弁を聞かせていただくと、一切、地元はこれまでどおり、そんなに心配しなくていいよと、自分たちでしっかり頑張るから心配するなというふうに聞こえたので、そういうことで理解させてもらうということでよろしいですね。わかりました。特にですね、やっぱり夏のお盆ころのですね、一番、水の必要な時に水量がうんと減ってしまいますので、そこら辺を地元の皆さんは非常に心配しておりますので、ぜひ適切な管理をお願いをしたいと思います。

もう1点、いいですか。ほかの人がいたら先にやってください。

○委員長 それじゃ、いい。

○塩原政治委員 209ページの青年就農給付金ってございますよね、その前にも60歳前後の方もあったと思うんですけど、基本的にはその希望者がわかってたらね、年齢とか、あるいは塩尻市か、塩尻市以外か、ちょっと聞きしたいんですけど。

○農林課長 それでは、担当の係長から申し上げます。

○農業振興係長 まず平成24年度ですね、お一人につきましては、年齢が34歳の方でございます。男性の方でIターン就農、果樹のブドウ栽培をですね、目指されている方でありまして。それから本年度ですね、3月の補正で新たに2名加えるということでございますが、1名の方はですね、つい先日ですね、新聞等で報道がありましたイチゴ農家を目指されている方でございます。この方、23歳でございます。それからもうお一人でございますが、この方はですね、野菜栽培を目指されている方がお一人おりまして、平成24年度につきましては、この3名の方が青年就農給付金該当者ということでございます。平成25年度につきましては、あと5名ほどですね、予定しているところでございます。御相談はですね、二十数件ほどいただいているわけでございますが、ちょっと今、手元の資料があげられませんが、もしばらくしたら内訳につきまして御説明させていただきたいと思います。

○塩原政治委員 それと、これは先ほど言った継承は別として、あと5年間ってことでやってることですと、基本的にこれ、最長5年間っていう意味がよくわからないんですけど、要するに5年間ずっといいのか、あるいは規約というか基準を設けて、あなたの場合はもう3年ですとか、そういうほうのをやってくるのか、それがまず第1点ね。それからもう1つ、60歳くらいの新規就農者と、それから45歳以下の方と、たまたま親子になった場合は両方いただけるのかどうか。その2点をお願いします。

○農林課長 恐れ入ります。まず予算書、もう一度見直していただきたいと思いますけども、207ページの一番下のポツ、新規就農者就農支援負担金120万円でございますが、これが市の単独で平成24年度から開始をさせていただきました。JAから2万円いただいて市で5万円出しまして合計7万円を生活費補助として出させていただいているものでございます。それから、その次のページの一番上の青年就農給付金が、人・農地プランの事業でございます。先ほど2年と5年っていう話でございますが、この要綱につきましては後ほど細かく申し上げますが、1つといたしましては2年間が研修期間、それから5年間が就農について、いわゆる経営を開始してから5年ということで最長7年という形でございます。研修期間が2年、それから実際に営農を始めて5年間。

○塩原政治委員 そう言わなんだ。2年は研修だからって言ったけど、5年のほうが基本的には原則というか、最長5年って書いてあるでしょ、こっちに。これ。

○農林課長 はい。2種類書いてあります。

○塩原政治委員 23ページ。

○農林課長 そうですね、済みません。これは就農開始してから5年ってのを、ちょっと記載がよくなかったと思います。

○塩原政治委員 だから、就農してから5年間の最長ね、最長でしょ。そうすると、その5年間は無条件で5年間いただけるのか、あるいは一つの約束事があって、あなたの場合はここまででしたから、2年でもうすべてあれていますので2年間ですとかっていう、そういうのがあるかって聞いている。。

○委員長 決まりかってね、ただ何でもかんでも、その5年間ずっと継続するのか、途中で何か条件で、こうなってるかという。

○農林課長 要綱がありましてですね、なんですけども例えば年間250万円以上稼いってしまった時点で支給停止になったりですね。ですので、何が何でも5年全部っていう形ではなくて、あくまでも就農してから5年間は最長あるんですけども、それぞれ要綱を、毎年、毎年出していただいて、研修が年間何日以上やるとかってよくあるものですからそれに沿って、外れた時点で終了という形になってございます。

○塩原政治委員 ということは本人が、もう結構ですって言うか、あるいは、例えば年収250万円以上、なった時点が終了時点だ、そういうことですよ。いいです、いいです。というのはね、そういうことは、はっきりしとかなないと、結構、年間150万円という大きなお金ですよ。だから、こういう決まりがありますよってことをはっきりしとかなないと、いただいた方からもめる可能性があるかと懸念してるわけですから。それはそれでまた、考えてもらえばいい。それともう1つのほうは。

〔「親子」の声あり〕

○塩原政治委員 たまたまね。

○農林課長 恐れ入ります。親子の関係なんですけど、青年就農給付金は、おおむね45歳ということになってるものですから、それがお子さんですね、親の場合は、今度は市のほうの事業という形になるんですが。

○塩原政治委員 いいってこと。

○農林課長 一応、門はあけてありますけども、そこら辺ですね、一応、市のほうの事業も国の事業とは重複しないことというふうにうたわさせていただいてございますのでね、ちょっとそのケースで検討させていただければと思っておりますけど。

○塩原政治委員 たまたま、なぜそう言ったかっていう、たまたま定年退職、あるいはその前で会社をやめて新規就農につくと、それで息子さんも会社やってたけど、じゃ親父がやるっていうなら、おれもやるっていう形でつくと。両方とも新規就農者になりますよね、だから、そういう。両方、新規就農者になるでしょ。

○副市長 営農主体が違います。営農主体が別になるんですよ。基本的に営農している主たる営農者がだれかということですから。

○塩原政治委員 ほお。

○副市長 営農してる人が、親子一緒になって営農すると両方もらえるっていうことじゃないですよ。別々に営農してて、お父さんはこっちの田んぼで何かやってるし、息子はこっちでブドウ園やってると、こうなりゃ、両方もらえる可能性はあると思いますけども。一緒にやってりゃ、もらえませんよね、ということだと思います。

○塩原政治委員 そういう可能性があるから、今、お聞きしたんですけど、要するに営農しているじゃなくて両方とも新規になってることですよ。その時には当然、親父と息子と一緒にいる可能性もあるし、別々でやってることはお聞きする必要なくて、だれでもわかるからそれはいいと思うんです。ただ、その辺もね、ちょっとははっきりしとかなれないという気がしますので、ぜひ、またいろんな意味で検討しておいていただきたいと、そんなふうに思います。

○委員長 要望でいいですかね。

○塩原政治委員 はい。

○委員長 ほかにありませんか。

○議長 予算説明資料の２３ページでお願いしたいんですが、１つは果樹産地保全支援員、それからもう１つは販路構築コーディネーター、それからその下の供給コーディネーター配置ということで、それぞれ１人ずつ配置をされる予定なんですけど、これはどういった経歴なり経験を持った方がなられるわけですか。もう既に決まっているんだったら名前はいいいですけども、その経歴とか、そういったことについてちょっと説明いただきたいと思いますが。

○農林課長 果樹産地の継承の支援員につきましてはですね、年齢等は別といたしましても、いずれにいたしましても農地の利用集積を一番主とする業務でありまして、そんな意味で農家の皆さんといろいろ情報を、話をさせていただいたりいたしましてですね、進めてまいります。そんなようなことから、できればある程度、農地の利用集積に情報を、知識を持っている方がよろしいかということで考えてございます。これも、今現在、準備を進めさせていただいているところでございますけども、それを考えてございます。

それから販路構築コーディネーターにつきましては、これは先ほど申し上げましたとおり、今まで学校給食の現場で、いわゆる消費拡大を進めてまいりましたけども、今度は市内の量販店へ行かしまして、また市内の福祉施設の中等でですね、塩尻市の青果物を使っていただくような形を目指しておりまして、そんなために、ある程度バイヤー的な、多少知識をお持ちの方がよろしいかと思います。これにつきましても、そういったことを少し経歴のある方がよろしいかと思ひまして、市のハローワーク等を通じてお願いをしているという状況でございます。

それから供給コーディネーターにつきましては従来からおりますけども、農業公社に現在おりまして市内の農産物を学校給食、また直売所等への供給をするためにコーディネートをしていく女性でございます。

○議長 給食の。

○農林課長 はい、給食関係を、今、取り組ませていただいておりますけども、これは女性でございます。以上でございます。

○委員長 いいですか。ほかに。

○横沢英一委員 Ｆパワープロジェクトの関係でちょっとあれなんです。本会議でもですね、各議員さんからやはりこれから事業が成功するかしないかの大きな課題は、やはり材料の確保ということで、どなたの議員さんも言っておられたんですが、その時にですね、今回のこの、うちの事業の中でですね、林道の修繕費っていうのはあるんですが、林道を新しくつくったり作業道をつくったりするっていう事業費は、ないですよ。そこら辺は、私はやっぱり計画的にですね、そういう事業をやってくためには、そういうものを整備する必要があると思うんですが、そこら辺はどういうふうに考えておられますでしょうか。

○農林課長 塩尻市はですね、林道の整備につきましては昭和５０年代で、特に林道奈良井川線等をですね、整備をさせていただいて、それ以後ずっと林道につきましては補修、または少しの延長だけをですね、今まで取り組まさせていただいてございまして、今のところ林道という面につきましては、市の整備する道路ということでございますのでやっておりますが、今回、このような大きな事業が予定されておりますし、特に、この森林経営計画を策定してくる中で、どうしても高機能な機械を搬入したいというような話も出てまいります。そのような事業が出てまいりましたら、国の助成をいただいて林道整備をしていくことも必要だろうというふうに思っ

おりますし、また昨今お話し上げてありますが、団地化というようになると、ある程度大型のトレーラー等も入って行かなくてはならないような道路も必要になってまいりますもんですから、そんな意味を含めてですね、林道整備につきましては、ここで森林整備計画を見直しをするもんですから、それにあわせて検討してまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

○横沢英一委員 林道、産業道はそういうことですね、この計画づくりの時に全体的に研究してくということで、よくわかりました。そのほかにですね、217ページの市有林施業委託料、一昨年はこの金額で大体25ヘクタールってようなことで、たしか課長さんのほうから説明があったと思うんですが、これはですね、やっぱり再来年Fパワープロジェクトがよいよ始まるもんですから、それからやったほうがよいような気がするんですが、これ毎年計上されておまして、市内の市有林を整備してるのはよくわかりますけれども、2年前にこういうものをやった時にですね、その財の活用ってほとんどできないと思うんです。それだもんでちょっと工夫してですね、いよいよ使えるようになったら一気に整備すると、そんなようなことは考えられませんでしたか。

○農林課長 現在ですね、塩尻市内、私どものほうで出してる搬出量が間伐によるものの木材の搬出でございます。そんな状況の中で、今回、Fパワープロジェクトに向かってはですね、間伐のみならず皆伐、または更新伐と言われるような、そういった手法のものをですね、用いていかないと安定供給につながらないというようなことございましてですね、現在、間伐と言いましても森林経営計画の中で位置づけていくんですが、国から補助金をもらう場合は5ヘクタールを集約するということ、それから1ヘクタール当たり10立法メートルの木材を出すということ、それが義務づけられておまして、同じように市有林も同じような形で実施している関係から、どうしても間伐材なんです。そんな意味で山を整備するという観点で、今、進めているもんですから、この市有林につきましても引き続きですね、山を整備する部分として進めさせていただいて、木材供給に向けてはですね、次のステップとして検討してまいりたいというふうに思ってます。よろしくお願いいたします。

○横沢英一委員 その考え方、やっぱりおかしいじゃないですかね。というのはですね、やっぱり山全体を刈ってしまうと後を、その育樹からずっとやってかなきゃいけないわけですよ、そういうことが1つ。そして、一回に山をはいでしまうとですね、今度は災害や何かに大きくあれるわけですよ。さっき御答弁されたのは、まさに前の櫻井さんでしたかね、あの社長さんがおっしゃられたことだと思うんですよ。それは会社の方針としては、そうかもしれないけれども、やっぱり行政っていうのはそういう目線ではなくて、やっぱり間伐だとか、そういうのをしっかりやってですね、そして市全体の山を、とにかく健全な山にしてくと、災害の少ない山にしてくと、そういうような目線で考えていかないと、今のようなことは言っちゃ業者の衆と全く同じような目線で、ちょっとそこら辺はいかかなものでしょうか。

○経済事業部長 委員さん、おっしゃるとおり、よくわかります。前にですね、少し私が本会議の時も答弁したことございますけども、まず市の将来の山のあり方が、どういうふうにあるかってことを基本的にまずしっかり考えなきゃいけない。その時に、まず今一番たくさんあるアカマツの林、それからカラマツの林、それ以外に広葉樹があるわけですけども、主に、そのアカマツの林はマツクイムシに弱いわけですね。それをどうするかと将来、そういうことをやはり検討していくと。そういうことについては、場合によっては主伐と言いまして皆伐をするところも出てくると。その時に災害の問題がございしますので、災害のことについては、そこを例えば全部皆伐した時に下に災害が起きるかどうかっていうことは、当然チェックをさせていただきます。そういうようなことを

やっていくということでございますので、業者寄りということではなくてですね、まずは最初に塩尻の将来の山がどうあるべきかということ、当然ですけどもきちんと考えると。その時に今ある林をどのように、いわゆる育成しながら切るとは切っていくか、それをうまくFパワーのほうにのせてくか、話してくか、そういう全体計画をつくるということでございますので、それなりのぜひ御理解をお願いしたいと思います。ですから場合によっては、皆伐ということもあり得るということでございますのでお願いしたいと思います。

○横沢英一委員 はい、わかりました。

○中村努委員 土地改良事業のアルプスグリーン道路の関係なんですけど、きょうのこともあったので、きのう実は通ったんですけども、砂あらしに巻き込まれまして全く視界がゼロ、対向車のヘッドライトも1メートルくらい手前じゃないとわかんないし、道路の形状もセンターラインも全くわからない状況の中、通行しなきゃいけないっていう事態があったんですが、これ、農道の安全設備として、その防風ネット等の対策が必要だというふうに思ったんですが、いかがなものでしょうか。

○農林課長 今のお話はですね、きょうも砂ぼこりがえらいというようなお電話をいただいております。進めて検討しているところなんですけども。実は松本の、この砂あらしがえらいと言われている市町村で集まっております。松本南西部地域農地風食防止対策協議会というのを設置をさせていただいております。ここでは冬場、いわゆる麦をまいておこうというようなこと、それから機械って言いますかね、小さな建物、建物って言いますかね、つい立てを立てて、そこにほこりをためてしまおうというようなことを取り組みをしながら実証見聞をしてるんですけども、新年度から、どうもうまいかないもんですから、ロータリーをかけるような、ここですね、畑をロータリーをかけて飛散防止をするような、そんなことも取り組んでみようというようなことで、今、進めさせていただいております。今、防風ネット張るってなると相当な距離になるもんですから、今のとこですね、その事業に向けて、今、取り組みの中で実証をする中で検討していきたいと思っておりますし、できれば砂ぼこりが立たない施策を松本全体で考えて行きたいということで進めておるもんですから、その辺で御理解いただきたいと思います。

○中村努委員 砂については、ずいぶん昔から問題になってなかなか、成果が上がってないと思います。今回の緊急経済対策でしっかりと、こういう予算がね、つくというようなことも考えると、農業関係からというより道路の安全対策として、これきちんと取り組んでおかないと本当に重大な事故になるんじゃないかなというふうに思いましたので、もし国の大きい支援があるのであれば検討していただきたいと思います。要望でございます。

○委員長 ほかにないね、ある。

○副委員長 今の関連した話ですが、ちょっとこれ言うと私の出身会社の売り上げが落ちるもんですから、本会議では言わなかったんですが。実は一緒に農薬も舞って来るもんですから、その辺も飛散に関してはちょっと真剣に考えていただかないと、農薬被害も人的な被害も出ますので、これは本会議で言わなかったんですが。PM 2.5も絡んだ話ですが、よろしくお願いします。要望です。

○委員長 ほかにないね。

○中原輝明委員 ちょっと、おれ1つ。うんと常識なことを聞くでね、財産区へさ、20万円の繰出金やってるが、この中身はどういうこと。なぜ出すだ、それ。

○**農林課長** 恐れ入ります。財産区ですね、議長が市長になってるものですから、補助金を出す場合、市長が市長に補助を出してしまうというような形になるということでございまして、昨年度、ちょっと監査のほうから指摘がありまして、そんな意味で市から出す場合は繰出金だという形ってということで変えさせていただいたというわけでございます。

○**中原輝明委員** おれの聞きたいのは、それは名前とはともかくとして中身さ、繰り出す中身ってのは3区の財産区の代表から繰出金だから補助してくれっていう願いがあったの、どうなの。それで何に使うだい、その中身は、簡単に言やいいの、簡単に。

○**委員長** 答弁を求めます。

○**林務係長** 財産区の関係につきましては、おてんまとかですね、そういう形で事業を進めております。それで国の補助金の対象にならない分につきましては、市のほうでも一般の市民の皆さんに単費分の補助出しておりますけれども、それと同じ考えで考えておりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○**中原輝明委員** これ、3区の財産区へ出すってのは、3区の財産区かい、違う。

○**林務係長** 3区の財産区で、それぞれ住民の方におてんましてもらったりですね、そういう作業をやっておりますので、その実績にあわせて補助をこちらのほうから出しております。

○**中原輝明委員** おれは、その財産区へ出すって意味がわからんけどさ、その辺もこう精査したほうがいいと思うぞ。それだけでいい。要望だ。

○**委員長** 私のほうから1つお伺いしますが、林業総合センター改修工事38万6,000円ですか、金額は大きくないですが、これ基本的には県の施設ですが市のほうで、この計上されておる理由を説明してください。

○**農林課長** 名称が林業総合センターってあるもんですから、県の施設のように思いがちなんですけど、南内田にございます林業センターでございますのでよろしくお願ひいたします。

○**委員長** ちょっと名称が紛らわしいね、これは。はい、わかりました。ほかにどうですか。

ここで申し上げます。この際10分間休憩をとります。

午後2時45分 休憩

午後2時54分 再開

○**委員長** それでは、休憩を解いて再開をいたします。それでは、7款商工費の説明を求めます。

○**商工課長** 先ほど5款のところですね、中村委員さんのほうから御質問いただきましたテレワークの収入1,500万円の企業の数ということでございます。25社でございます。

あともう1点、勤青ホームのですね、指定管理の中での新規事業の占める事業費の割合ということでございますが、資料がえんぱーくにございまして、ちょっと今取り寄せております。もうちょっとお時間をいただきたいと思います。済みません。

218、219ページをお開きください。7款商工費1項商工費1目商工総務費、上から2つ目の白丸、商工総務事務諸経費のうち下から2番目の地場産センター負担金413万円でございますが、塩尻木曽地域地場産センターから塩尻市へ派遣された職員の人件費1名分を負担するものでございます。

2目商工振興費、1番上の白丸、地域産業振興推進事業のうちの上から5番目の塩尻インキュベーションプラ

ザ指定管理料1,739万8,000円でございますが、平成22年度から塩尻市振興公社に施設の指定管理を委託しているものでございまして、市派遣職員1名分、嘱託職員2名の人件費、あと清掃設備保守点検料、水道光熱費などの施設維持管理費などの費用でございます。その下の黒ボツ、地域産業ネットワーク形成事業委託料950万円ですが、コーディネーター2名分、これは機械金属関係のコーディネーター1名とICT関係のコーディネーター1名分、またサポートスタッフ1名の計3名分の人件費が主な費用でございまして、その主な事業内容としましては工業振興プランに基づきます市内製造企業の生産管理、また改善にかかわります支援、市内企業のコーディネート、特に受発注販路開拓などでございますが、産学官連携の支援、海外展開の支援が主な事業でございます。3つ下の商工業振興対策事業補助金3,239万円でございますが、商工業振興対策事業補助金要綱に基づきます工業団地等に進出しました企業等を対象とした工場用地の取得事業、工場等設置事業に該当する企業への補助、また中小企業の受発注支援事業、人材育成活用事業、商店街活性化の事業、創造的技術開発事業等を支援する中小企業への補助金でございます。2つ下の黒ボツ、塩尻市振興公社運営補助金2,536万5,000円でございますが、公社事業の運営を担当します市派遣職員2名分の人件費、あと法人運営や事務処理等の嘱託職員2名分の人件費、また会計処理、事務費、評議員会等の公社運営にかかわります報酬、費用弁償、産学官連携共同研究開発委託料の経費でございます。

220、221ページをお開きください。一番上の白丸、中小企業融資あっせん事業でございますが、その下の黒ボツ、中小企業融資あっせん保証料補給金5,000万円でございますが、中小企業融資を受けまして、その借入れについて信用保証協会が保証する場合に、その企業の信用能力に応じまして信用保証料が必要となります。塩尻市制度分といたしまして、不況対策といたしまして市が全額負担をしておりますし、県制度資金につきましては融資メニューに応じまして、市が40%から50%相当額の負担をしております、中小企業の不況対策事業として実施しているものでございまして、事業者の負担軽減を図っております。その下の黒ボツ、中小企業融資あっせん資金預託金15億1,500万円でございますが、市融資制度といたしまして、中小企業への融資額の一部を市が金融機関に預託をしまして、中小企業者に有利な融資条件を実現するための預託金でございます。平成24年度から未償還分も含めまして預託金の4.7倍の融資金額が可能となりまして、毎月、各金融機関から融資実績金額を提出させまして融資可能額の調整をしておりますが、平成25年1月末現在の市制度資金の融資額実績でございますが、191件、11億3,000万円余となっております、件数、金額で前年度の約90%となっておりますが、特別小口資金融資制度、あと今、運転資金とか、設備資金の関係ですが、の利用がふえている状況でございます。

その下の白丸、工業団地維持管理事業ですが、4つ下の営繕修繕料70万円でございますが、そのうち49万4,000円につきましては、角前工業団地内にありますテニスコート面にひび割れが生じまして、その目地にシーラー舗装を行いますテニスコート2面分の修繕経費となっております。4つ下の不動産鑑定料29万1,000円でございますが、今泉南テクノフロンティアセンター内にありますフロンティアセンターでございますが、各企業での集会施設などの整備が進み、利用がないということでございまして、また市の市有財産の有効活用の観点から、今後、センター施設を廃止し、新たな企業の立地を図る計画を予定しておりますので、その不動産鑑定を行う経費としまして計上させていただいたものでございます。

その下の白丸、商工団体活動支援事業でございますが、一番上の黒ボツ、商工会議所事業補助金976万3,

000円ですが、商工会議所の活動事業及び中小企業相談所の経営指導等にかかわる支援補助金でございます。その下のいきいき経済創出事業補助金175万円でございますが、商業活動の活性化を図るために商業団体の販売促進等の経費に対しまして支援するものでございまして、大門、広丘、檜川の夏や冬のセール、またイベント等事業対象に塩尻商業連絡協議会を経由しまして助成してるものでございます。2つ下の黒ボツ、商工業活性化事業負担金100万円でございます。商工業団体がみずから企画する商工業活性化事業に対して支援することによりまして、商工業団体の自主活動の促進と商店街の活性化を図ることを目的といたしまして、商工会議所が実施する事業でございます。新規事業ということでございまして3月中には要綱を制定しまして取り組む予定でございますが、主に今、ソフト事業、イベントですとか、販売促進事業が対象でございまして、2分の1の補助で25万円が上限というようなことの中身でございますが、今後、商店街活性化のキーマンを発掘いたしまして、市民主導への展開が望めるものと期待をしているところでございます。

その下の白丸、企業立地推進事業ですが、一番下の黒ボツ、用地取得費1,943万8,000円でございますが、市土地開発公社が負担する産業団地、今泉南テクノヒルズ内の事業用定期借地権設定区画、7区画分の用地費を事業用定期借地期間に応じまして支払うものでございます。

その下の白丸、まちなか賑わい創出事業の一番上の黒ボツ、ハロウィーン開催負担金130万円でございますが、ハロウィーンの開催経費を実行委員会へ負担するものでございます。本年度は天候に恵まれまして参加者は子供さんからお年寄りまで約1万人でありました。参加費ですね、子供さんから300円を負担していただいておりますが、3,869人ということで前年対比4%の増となっております。10月27日の開催でございます。2つ下の黒ボツ、商店街活性化事業補助金220万円につきましては、玄蕃まつりなどの大門商店街などのイベント、また短歌の里広丘夏祭り、広丘商店街活性化イベントなどの補助金で、商店街振興組合実行委員会に対して補助をするものでございます。

その下の白丸、信州しおじり木質バイオマス関連事業2,096万5,000円でございますが、信州Fパワープロジェクト事業推進のために事業者が、旧人材育成エリア内において建設予定であります集中型木材加工施設、また発電施設を設置し、市においても用地の提供、熱利用につきまして調査、研究するために関係機関との連携を行い、事業を進めていく上で必要な経費を計上させていただいたものでございます。現在の計画案では平成25年度に造成事業を行いまして、平成26年度に建物の建設、平成27年4月に操業開始の予定となっております。主な経費の内容ですが、一番上の臨時職員賃金から222、223ページの郵便料まででございますが、事業推進に必要となります臨時職員1名分の人件費、また出張旅費などの事務的経費、また昨年12月環境省の地域調和型エネルギーシステムの推進事業の採択を受けまして設立されました、信州しおじり木質バイオマス推進協議会の負担金費用となっております。推進協議会につきましては県を初め大学関係者、県の森林組合連合会、両JA、事業者など20名の委員のもと原木の安定供給体制などを検討する発電部会と、熱の利用方法などを検討する熱利用部会の2つの部会を設置いたしまして、それぞれの事業の推進にかかわる必要な調査や研究を行っております。主な業務内容につきましては熱供給システムの計画、立案、熱利用システムの計画、立案となっており、本年度は全国各地の同様な施設の視察、農業の利用を主体をしました熱事業の試算、インフラコストの試算、モデルプランの検討などを行っております。平成25年度につきましては、モデルプランの絞り込みを行いまして熱事業候補地の選定や熱利用の選定に向けた検討、熱供給システムの概略設計の検討、実施プランの検討、

また環境調査、それから大気質、悪臭、水質などがございますが、を行うこととしておりまして、協議会運営にかかわる経費、委員報酬、旅費、費用弁償なども合わせました費用を計上させていただいたものでございます。これらの事業につきましては、本年度同様に環境省事業として採択されるように努めてまいりたいと考えております。詳細のですね、資料を御用意させていただきましたので、御提出させてもよろしいでしょうか。

○委員長 はい。それじゃ、資料の配付お願いいたします。

○商工課長 よろしいでしょうか。今、A4のですね、両面刷りのものをお渡しさせていただきました。表が平成25年度の推進協議会負担金の内訳となっておりますが、裏面をごらんいただきたいと思います。参考でございます。平成24年度信州おじり木質バイオマス推進協議会の事業内容ということでございます。平成24年度に取り組んでいる事業内容について、まず御説明をさせていただきます。

星印が4つほどございますが、大きくですね、熱利用部会の業務内容、それから発電部会の業務内容、先進地調査の実施、環境調査と4つの大きな項目で平成24年度、取り組ませていただいております。先ほども若干、概略につきましては御説明させていただきましたけども、若干、細かい部分で御説明を申し上げます。

まず熱利用部会の業務内容ですが、今、13名の委員がございまして、市が事務局を担当しております。主に今、熱利用の検討ということでございまして、一番から一番までモデルプランの立案でございます。今後、熱利用をですね、どのようにしていくかという中でインフラコスト、ランニングコストの試算ですとか、必要熱量の試算を行うとともに課題を、今現在、出しているという状況でございますし、熱利用の方法及びエリアの選定の検討でございますが、実際、部会の中ではですね、市内の施設園芸農家の皆さんにも御参加いただきまして、実際の実現可能な取り組みということで、実際にお話を伺う中で、現在、参画をしていただいております。供給元の標高差について調査、また同じくコストの試算ですとか、設備の使用材料などの検討をさせていただきます。あと一番の供給方法の検討でございますが、熱をですね、発するわけでございますが、その配管の部材の選定ですとか、配管ルートを選定の検討をさせていただきます。熱利用システムの検討でございますが、熱をですね、今、熱交換って言いますか、したりですね、あとバックアップシステムの検討ということでさせていただきます。

あと発電部会の業務内容も同じく13名の委員さんでございまして、県が事務局を担当しております。主にプラントに必要な燃料の規格ですとか、コストの試算を行っている部会でございます。1つといたしまして木材の安定供給体制に関する検討ということで、昨日もこの熱利用部会、発電部会、開催されたわけでございますが、施設から50キロ圏内の抽出しました県内の森林状況の把握、調査、安定供給体制の検討ということで実施しております。あともう1つは、熱電併給型発電施設の運営におけるコストの試算でございます。これにつきましてシミュレーションを行いまして最適な取引価格、買取価格の運営方法について検討をしております。いずれにしても、この製材工場とプラントの運営にかかわる検討をここの部会でしていただいております。

あとは先進地の調査の実施ということでございまして、発電部会では4カ所、熱利用部会では3カ所を実施しているということでございます。

あと環境調査の関係ですが、からにあります大気質、騒音、振動、水質ということで、特にこれは冬ですね、冬場のそういった環境調査ということで実施をしております。大気質につきましては計画地で1カ所、また搬入ルート、北、南でございますが3カ所で調査をしております。あと振動、騒音につきましても計画地1カ所、

搬入ルートは3カ所、計4カ所で調査を実施しております。あと水質につきましては、権現沢川と松葉沢川の2カ所で実施をしているところでございます。

この平成24年度の取り組みを含めまして、表に戻っていただきまして、平成25年度の推進協議会の負担金ということで1,938万5,000円の費用を計上させていただいたものでございます。星印が4つございます。実施プランの基本設計で900万円、供給システム概略設計で600万円、環境調査で300万円、その他事務諸経費といたしまして138万5,000円となっております。それぞれ目的ということで書いてございます。実施プランの基本設計につきまして、平成24年に行うモデルプランからの内容を検討、精査し、絞り込みに向けて実施プランの素案策定を協議会において検討するということでございまして、熱利用エリア、場所の絞り込み、熱利用システムの検討、実施プランの策定及び検討、運用スキームの計画、立案ということで取り組むこととしております。

あと供給システム概略設計につきましてですが、計画地までの配管方法や部材などを検討しまして、選定、決定に向けた概略の設計及び試算を行うということでございまして、済みません、供給ですね、供給方法の選定や決定に向けた検討、また供給システムの概略設計、上記にかかります試算や工程などの策定となっております。

あと環境調査300万円につきましてですが、先ほど平成24年度で、冬の環境調査を実施いたしました。平成25年度につきましては夏ですね、環境調査、同じく大気質、悪臭、水質ということで、それぞれ状況把握をするために実施をするというものでございます。

あとその他事務諸経費につきましては協議会の運営にかかります経費でありまして、委員報酬ですとか、費用弁償、旅費につきまして事務的経費でございますが、計上させていただいたものでございます。

あと県の関係でございすけども、特に県はですね、ここには経費で入ってございせんけれども、県におきましても信州Fパワープロジェクトの推進事業としまして、原木加工の体制強化に向けた木材加工施設で必要になります木材の定量安定供給するためのシステム構築、そのシステムを通じまして県全体において木材を安定的に確保、提供していくための体質の基盤づくりを行うとしておりまして、2,010万円余を予算化をしているというような状況でございます。今後、平成26年度で熱供給施設の実施設設計、また熱利用施設の詳細設計を行いまして、平成27年度、熱利用施設の整備に向けた取り組みを行う予定でございます。

それでは戻っていただきまして、その下の白丸、旧駐車場事業会計未払金127万4,000円でございます。本年3月末に駐車場事業会計が廃止されることと伴いまして、予定されてます未払金について計上させていただいたものでございます。口座の閉鎖日は4月1日となりますが、支払い及び口座引き落としにつきまして3月25日をもって停止ということにしておりますので、その後の未払金、経費について計上させていただいたものでございます。主な内訳、経費でございますが、大門駐車場及び駅前駐車場の小破修繕料10万円、駅前駐車場の料金改定に伴いますシステム設計委託料として9万1,000円、消費税納付金といたしまして100万円が主な費用となっております。平成24年度の決算見込みでございますが、歳入につきましては昨年10月から駅前駐車場の改修工事を行っている影響もございまして、予算対比150万円余の減額となる見込みでございます。歳出につきましては、今後、未払金なども発生するため確定はできませんが、若干の黒字決算となる見込みでございます。

3目木曽漆器振興費でございます。一番上の白丸、木曽漆器振興事業ですが、上から7番目の漆器祭・宿場祭

開催負担金 300 万円でございますが、毎年 6 月に開催されます第 46 回木曽漆器祭・奈良井宿場祭の開催負担金で、平成 25 年度は 6 月 7 日から 9 日までの 3 日間、開催される予定であります。本年度は 3 万 7,000 人の入り込みがございまして、小雨の影響や若干おひさま効果の反動もありまして、前年対比 8,000 人の減となったものでございます。2 つ下の木曽漆器振興対策事業補助金 659 万円でございます。木曽漆器産業の振興を図り長引く不況と生活環境の変化などによりまして、産地では従来に増して厳しい状況が続いております。そんな中で、漆器産地の維持と継承に向けて、産地事業の中核であります木曽漆器工業協同組合ほかの運営を支援するものでございます。その内訳でございますが、組合に対します補助金が 549 万円、組合の事業活動を除く管理費及び公益的事業が補助対象となっております、全体事業費の 1,198 万円を対象に補助することとしております。また、産地活性化事業補助金といたしまして 50 万円、創造的研究開発事業補助金として 60 万円となっております。その下の黒ボツ、地場産センター運営補助金 4,000 万円でございますが、財団法人塩尻木曽地域地場産業振興センターの運営を補助するものでございまして、公益的な事業、また高度化資金、返済金などを対象とした費用でございます。全体運営費 3 億 3,000 万円でございます、その中での 4,000 万円の補助金としております。その下の黒ボツ、伝統工芸木曽漆器後継者育成奨励金 180 万円でございますが、伝統工芸木曽漆器の製造技術等の保存、伝承及び後継者育成を図るために、その技術を習得しようとする者に対しまして月額 2 万円を 24 カ月を限度といたしまして奨励金を支給するものでございます。その下の黒ボツ、木曽漆器普及拡大事業負担金 500 万円、これは新規事業でございます。木曽漆器振興のために、新たに飲食店などが市内漆器店から木曽漆器を購入した際に、その費用を補助する事業でございまして商工会議所が取り組む事業でございます。3 月中には要綱を制定して取り組む予定でございますが、木曽漆器につきましては価格の高さですとか、手入れの手間などの問題から飲食店などへの普及が十分進んでいない状況でございます。今後、こういった事業を通じまして、市民や観光客の皆さんに地元伝統工芸品に直接触れていただく機会をふやしまして、普及拡大につなげていきたいというふうに考えております。補助率が 2 分の 1 で限度額が 50 万円と、木曽漆器工業共同組合が認定する製品を対象とするということで聞いております。なお、財源といたしまして過疎債が 500 万円、全額充当されるものでございます。その下の黒ボツ、地場産センター運営貸付金 2,000 万円でございますが、地場産センターへの運転資金を目的といたしました短期貸付金で、資金調達計画を提出させる中で段階的な貸し付けを行うものでありまして、年度内にすべて返済されているものでございます。引き続き、名古屋城の本丸御殿関連の事業を継続して、現在、行っておりまして、その材料の購入費など調達費用が予測されるため総額で 2,000 万円としまして、前年対比 1,000 万円の減額とさせていただいたものでございます。私からは以上でございます。

○**中心市街地活性化推進室長** それでは、引き続き 4 目の中心市街地活性化事業費、お願いをしたいと思います。あわせまして予算説明資料の 30 ページのほうをごらんいただきたいと思います。

まず、まちなか環境整備事業でございます。1 つ目の道路整備工事 2,400 万円でございますけども、これにつきましては、市役所の南側の前庭からウイングロードの正面のほうに向かっていく市道がございまして、ウイングロード側、真ん中に県道がありますけども、そちらのほうは交流センターの建設とあわせまして道路整備をしましたが、その県道から市役所に向かっての道路整備ということで延長 120 メートル、幅員 6 メートルの道路整備を行うものでございます。それから、サイン整備工事ということで 600 万円でございます。駅、そ

れから市役所、えんぱーく周辺の範囲に矢印サイン、それから地図サイン、それから案内サインを設置していくものでございまして、具体的には駅前広場、今現在、改修工事を行ってまして駐車場が整備されます。そんな関係で駐車場への案内サインということで、広場正面の県道のところに2カ所、それから市役所前庭に市街地の案内図ということで地図サインを1カ所、それから主要な公共施設等への導く矢印のサインということで、5カ所を設置してまいります。引き続き、公園等整備工事160万5,000円でございます。これにつきましては、先ほど御説明をしました道路整備の工事に当たりまして、市役所南側の公用車の駐車場のございますけども、そちらと接してる部分の延長60メートル区間、これにつきまして、この道路整備のコンセプトであります花や緑とふれあう道ということの中で緑地帯を60メートル、幅的には約1メートルから1メートル50センチメートルぐらいで整備をしていきたいということでございます。

次の丸でございます。塩尻駅周辺整備事業でございます。現在、行われている駅前の改修工事でございますけども、現在の工事につきましては順調に進んでおりまして、きょうから駐車場区画の中の舗装の切削工事に入っております。観光バスのプール、それから車道部分の切削、週末にかけてやりまして、来週の土曜日16日には今回の工事は完了する予定で開放ができる状態になります。まず、1つ目の資材価格調査委託料でございます。60万円でございますが、これは来年度の工事の中で歩道内の整備を行いますけども、その中でシェルターの工事がございます。これは、延長約78メートルでございますけども、そのシェルター、特殊な工作物でございますので、その資材価格について適正な価格を調べたいということで調査をお願いするものでございまして、経済調査会並びに建設物価調査会のほうへ委託をしていきたいというものでございます。続きまして駅前広場の改修工事でございます。1億3,520万円でございます。後ほど第33号議案のほうの一般会計の補正予算のほうで御説明させていただきますけども、一部平成25年度事業の前倒しということで2,940万円を補正させていただきました。これは緊急経済対策ではなくて、平成24年度の国予算の残予算をですね、積極的に活用させていただいて前倒しで行っているものでございますけども、その残りの平成25年度予算ということで1億3,520万円をお願いするものでございます。来年度の工事は、主な工事といたしまして先ほど申し上げましたシェルターの工事、それから歩道内の整備ということでインターロッキングの改修、それから乗降場等の誘導サインの関係、それから広場内に案内板の設置ということで市街地周辺、それから広域の地図を設置してまいります。

続きまして次の丸、中心市街地活性化推進事業822万円でございますけども、1枚めくっていただきまして右側のページになります。上から6つ目の中心市街地活性化事業委託料174万5,000円、それから次の基本計画検証業務委託料325万5,000円でございます。これにつきましては、現在、進められている活性化事業ですが、平成20年11月に国の認定を受けて計画期間5年、この3月をもって計画期間が終わりますが、それで進めてきております。現在、駅前の改修工事も来年度、それから道路整備も来年度がありますので、計画期間を1年間延長させていただいて、その工事を完了させていきたいということで進めております。それに当たりまして、今後の中心市街地の方向性ということで、現在の中心市街地の現状、それから過去の取り組みの実施状況、そういったものを把握、検証してですね、それを踏まえて、これからの中心市街地が果たすべき方向性を検討をしていきたいということで調査をお願いする委託業務でございまして、まず検証業務委託ということでございますけども、これにつきましてはアンケート調査を実施していきたいということでございます。対象とする人たちは市民を対象とするもの、それから商店経営者、事業者を対象としたもの、それから来街者ということで、

その中心市街地に来られる方々を対象としたものの調査の業務委託になります。内容的には調査内容、実施方法の詳細設計、それから集計報告書の作成等の専門的な部門の業務委託になります。もう1つが、中心市街地活性化事業の委託料ということでございまして、まずこちらのほうにつきましては直接、市民と対話をして行う調査業務という部分でございまして、これにつきましてはしおじり街元気カンパニーのほうへお願いをしていきたいというふうに考えておりますが、内容的には調査票の発送、それから来街者への対面アンケート調査、聞き取り調査、それからワークショップの開催等、いろいろな各団体がですね、えんぱーくを使っておりますし、高齢者施設もできて、そこにいろいろな職員の方が来ておりますので、そういった方々、また地域の方々と対話する中で、これからのまちづくりの意見を集約して、これからのまちづくり計画に生かしていきたいというものを事業提案してもらおうという業務委託の内容になっております。次の連絡通路整備工事200万円でございますけれども、これにつきましては、ウイングロードとえんぱーくをつながってる空中通路でございますけれども、最近、ハトが大分飛来するようになりました。通路のけたの下の部分ですけども、そちらのほうへとまるようになりまして、ウイングロードの地下の店舗の階段の部分、入り口の階段部分、それから県道の歩道、それからえんぱーくのウッドデッキの部分ですが、そちらのほうへふん被害が多くなっているという状況でございまして、そんなおかげで何とか防止策ということの中で、一般的に考えられるのは防鳥ネットということもありますけれども、今後、効果的な対策を講じていきたいということで、いろいろな手法を検討して対策をしていきたいというものでございます。

次の丸でございまして、ウイングロード管理事業でございまして、ウイングロード管理業務委託料912万円でございまして、これは管理をお願いしてる振興公社のほうへ業務委託をしているものでございまして、それから、割賦負担金1,236万円です。リニューアルオープンした商業施設の改修費を10年間で返済しているものでございまして、振興公社への負担金でございまして、それからウイングロード施設管理負担金102万円でございまして、これは建物の火災保険、それから自動車管理者賠償責任保険でございまして、それからウイングロード設備改修負担金3,373万9,000円でございまして、来年度で建物21年目を迎えることになりました。そんな関係で耐用年数、それから部品も製造していない設備関係等がございまして、そういった常時修繕が必要になってくるということの中で、毎年6月に定期点検を行っています。その結果を踏まえて緊急的なものを優先的にですね、修繕をしていきたいということで、来年度の主な主要工事につきましては店内用空調機の整備、それから非常用発電機のオーバーホール、それから非常放送設備の更新、それからシャッターの整備等でございまして、私のほうからは以上です。

○**ブランド推進室長** それでは、その下の5目の地域ブランド推進事業費をお願いいたします。2つ目の白丸、地域ブランド推進事業のうち一番下のですね、地域ブランド推進活動負担金1,139万円をお願いするものでありますが、この事業の内訳を申し上げたいと思います。

一応、5つの大きな項目に分けてございまして、まず1点目としまして昨年6月にですね、オープンいたしました東京のワインバー、ここを効果的に活用する事業といたしまして来年度ワインセミナー、春、秋の開催で1回コース、3日間のセミナーというものを開催いたします。それからワインプロモーションといたしまして卸業者ですとか、それからマスコミ、飲食店、ホテル関係等を対象にしたプロモーション事業を春と秋の2回開催すると。そして昼間のですね、アンテナショップ機能としての活用という形の中で、産直市場を開催する

という予定でございます。期間は5月から11月までの月1回、毎月土曜日をですね、開催の日としてまいりたいということで、この近隣がですね、住宅地でして、高級な住宅地も含めたかなりの住んでいらっしゃる方がいらっしゃると思いますので、そういう方々に塩尻を知っていただくということと、あわせてワインバーも知っていただくという、そんな事業の取り組みをしたいということでございまして、その費用として240万円でございます。

続いて、期間限定のアンテナショップということで3年目になりますけれども、名古屋の鶴舞、通信ビルにF・M愛知のプロモーションスペースがありますが、そこで春と秋の2回、アンテナショップを開催してまいりたいということでございます。1回の開催につきましては月曜から土曜までの6日間を予定いたしまして、最終日には塩尻から考える農業学習塾の皆さんですとか、そういった方々に直接出向いていただきまして農産加工品、あるいは農産物を販売していただくという形でございます。この費用として256万円。

それから特産品フェアという形の中で、これはですね、主に県外、市外でございまして、姉妹都市を含めました県外のところにですね、塩尻の産品を持って行きまして、塩尻を知っていただくという形でのフェアを開催するという形で、今言える計画では5地域に出向くという予定でございます。この費用として183万円。

それからワインのプロモーションという形の中で名古屋のですね、テレビ塔の下に約135席ほどの飲食スペースがございます。ここがですね、6月、7月の最盛期では、大体6,000人から7,000人の方がお見えになるという形の中で、この名古屋のいわゆる市内でアペリティフの日というものを開催しておりまして、この事業にですね、タイアップして塩尻のワインと、それから食材を使ったおつまみですね、それを活用した期間限定のワインバーと言いますか、楽しんでもらうスペースを提供していこうという形で計画をしております。期間的には6月の1日から6月の30日までの1カ月間、これを実施してまいりますが、名古屋市の指定管理者がこの運営をしておりますのでそこに委託をしますが、その費用として108万円という形になります。

それで最後にございますが、地域産品プロモーションということで、これはインターナル・ブランディングと言いますか、市民に対しての塩尻産品のブランディングをしていこうという形でございます。駅前公園を活用した山賊焼きのイベント、これを8月に実施いたします。それから4月20日の日にはですね、塩尻ワインの日の制定をいたします。毎月20日を塩尻ワインの日ということで、市民にワインを飲んでいただくという形での制定の記念という形で、レザンホールの中ホールを活用してフォーラムを実施いたします。それから5月から毎月ですね、10月のワイナリーフェスタを除いて市民対象のワインセミナー、これを開催してまいります。それからあとはですね、これは観光のほうにもあるんですけども、松本山雅のホームゲームで、この中でとりわけ塩尻市デーというのがあります、1回ですが。このところにはですね、行って塩尻のPRをするという形でございまして、具体的にはですね、1日だけのPRもありますし、山雅のホームゲームの中でMVPを取った方に塩尻産のワインを差し上げるという形で、これを今実施してるのは全農長野と塩尻市だけだそうでございますけれども一応そんな形で、ちょっと塩尻市デーとはまた別なんですけど、塩尻市デーにも当然お出ししますが、そういう形で、あのオーロラビジョンのところで塩尻市提供というような、そんな形でのプロモーションをしていくという、この費用として352万円ということでございます。

続いて、その下の地域ブランド発信事業の中の建物賃借料384万円でございますが、これにつきましては東京のワインバーの建物ですが、昼間、こういった形で活用するスペースの賃借料ということで、月額32万円の12カ月分ということでございますのでよろしく申し上げます。

○観光課長 引き続きお願いいたします。6目観光費であります。職員の人件費、それから観光総務事務諸経費については省略をさせていただきます。平成25年度観光費の総額は1億3,346万2,000円でございます。前年度1億1,879万1,000円、前年度との比較で1,467万1,000円、12.4%の増額となったところであります。新年度新たに、あるいは増額予算計上した主なものは、まず戦略的な観光プログラムを展開するために必要な観光動向調査を実施していきたいと。それから来客に対する快適性、あるいは利便性などを付加するための観光施設の整備をしていきたいと。歴史的・地域資源そば切りを活用した新たなイベントを開催をしたい。ブドウ産業を軸に発展しております桔梗ヶ原地区のブランドを構築をしていきたい。それから松本山雅FCのホームタウンとしての支援という5つを新た、あるいは予算の増額の計上をさせていただいたものでございます。

説明資料28ページをごらんいただきたいと思います。今、申し上げました6つですが、説明をさせていただきますが、まず観光振興事業の観光動向調査委託料150万円であります。観光動向、それから入り込み客数、観光消費額など統計的な観光データに加えて、観光客の満足度、質というものにかかわるデータを把握をしまして効果的に観光施策を推進していきたいということでもあります。

次に観光施設維持管理費のうち、観光施設整備工事であります2,000万円を計上をさせていただきました。奈良井宿内にある公衆トイレが老朽化し、臭気が出る、あるいはバリアフリー対策が十分ではない、便器の数が不足しているなど不具合が出ていることから、大規模な改修を行うものであります。これにかかわる費用の45%は、県の自然環境整備事業補助金を充当させていただきたいと思っております。また、サイン計画では塩尻東地区、場所は塩尻中学のプールのJRに面したほうであります。そちらにJR中央線に向けたシンボルサイン、高速道路で言いますと塩尻インターを降りる時に、ワインと木曽漆器のまちという表示がされておりますが、あれと同じものを設置をしていきたいということ、それから奈良井宿周辺の木曽広域サインに多言語化の表示をしていきたいということでもあります。

続きまして観光振興イベント推進事業で、信州塩尻そば切り物語負担金416万円を新たに計上をさせていただきました。この件に関しましては一般質問の際にもお答えをしておりますので、詳細につきましては省略させていただきますけれども、いずれにしても、そば切り発祥の地という他にはない、かけがえのない塩尻の歴史的資産を塩尻市民の誇りとして、市民が楽しみながら外に向けて発信をしていこうというものであります。開催日につきましては、遺跡まつりと同時開催の9月8日を予定をしております。この件に関しましては、この3月26日に実行委員会を立ち上げて指導をしてまいりたいというふうに考えております。

それから次になります。塩嶺高原地域整備関連事業ということで協議会の負担金を、わずかですけれども10万円ふやしていただいております。これは昨年、岡谷市で開催されました全国産業観光フォーラムで、ものづくり、あるいは体験をテーマにしたエクスカッションが大変好評をいただいたということから、引き続き産業観光ツアーのモデルツアーを組み立ててみようということで、2市1町でそれぞれ10万円増額をしたものでございます。

続きまして桔梗ヶ原ブランド構築事業、ワイン街道構想策定委託料ということで100万円を計上させていただきます。この件に関しましては、一般質問でお答えをさせていただいておりますが、いずれにしても桔梗ヶ原という地は、今ある資源や歴史的な背景から見ても屈指のブドウ産地であり、世界に通用する銘醸地

ということは皆さんも御承知かと思います。このような地域独自の資源、農業景観を保全しながら、将来においてもすぐれた景観を残し、ブドウ産業を生かした活気ある地域をつくってまいりたいということで、地元の皆さん、それから関係者の皆さんとともに懇談会等を開催しながら策定を進めていきたいというものでございます。

次に、松本山雅ＦＣ応援事業ということであります。１６８万３，０００円計上させていただきました。先ほど赤羽室長のほうからもありましたけれども、塩尻デーを除くホーム戦全試合、塩尻デーもそうなんですけれども、ホーム戦と限られてはいますけれども、アウェーの試合に出向くための経費。それから市内ではですね、サッカー観戦に訪れるサポーターの皆様を塩尻地域へ二次的に誘客するということを目的に、市内からアルウィンまでシャトルバスを運行をすると、その補助金を交付をしていきたいというものでございます。

それから、そのほかにですね、予算の事業ごとに説明をさせていただきますが、予算書の２２７ページにお戻りいただきたいというふうに思います。観光振興事業２，４７９万１，０００円でございます。観光ビジョンを推進するに当たっての観光協会や他団体との連携をして、戦略的な観光振興をしていきたいというために計上させていただいております。観光事業委託料１，９８０万円につきましては、観光協会への委託料でございます。

続きまして、観光施設維持管理費で。

○副市長 課長、ちょっと簡潔にやってくれや。

○観光課長 はい、わかりました。広域観光推進事業負担金６８２万６，０００円を計上させていただいております。ここでは木曽広域連合のサインの負担金が平成２４年度で終了したことから維持費のみの計上となっております。

それから観光振興イベント推進事業であります。一番下の信州塩尻そば切り物語負担金はそのとおりであります。サラダ街道振興補助金、わずかではありますが２万円の増額、それから水芭蕉を守る会補助金、活動が復活したということで負担金のほうも５万円を復活させていただいております。

あと誘客宣伝促進事業でございますが、平成２４年度で総合パンフレットを全面改訂するために５００万円を計上しましたが、それらが三角になっておりまして３４８万１，０００円という計上でございます。あと桔梗ヶ原ブランド構築事業、それから松本山雅ＦＣ応援事業につきましては、先ほど説明したとおりでございます。以上であります。

○委員長 この際申し上げます。１０分間休憩いたします。

午後３時４８分 休憩

午後３時５８分 再開

○委員長 それでは、休憩を解いて再開をいたします。

○商工課長 済みません、たびたび。５款の中で中村委員さんのほうから御質問がありました勤青ホーム委託料の新規事業の費用ということでございまして、現在計画しておりますのが、ホームページを新たに開設するということで、まず４０万円の経費が盛られております。あと指定管理料以外の中ですね、自費事業ということで、シニア向けの一般講座ですとか、寺子屋事業、婚活事業など、６事業で２８４万円の事業を計画しておりますが、すべてこれは参加者の負担金の中で賄うという事業でございます。以上でございます。

○委員長 それではですね、２１８ページから２３３ページまで、質疑を行います。委員より質問、御意見はあ

りますか。

○中村努委員 219ページの商工総務費の地場産センター負担金413万円、これは毎年出た経費だったでしょうか。

○委員長 答弁を求めます。

○商工課長 地場産センターからの職員の派遣の人件費でございまして、平成23、24、25年度ですね。

○委員長 3カ年同じということだね。

○商工課長 はい。

○委員長 中村委員、いいですか。

○中村努委員 いいです、いいです。

○横沢英一委員 道の駅のですね、新しい道の駅できましたよね、あそこの管理委託料というか、あれは計上しなんでもいいわけですか。

○委員長 道の駅。

○横沢英一委員 違うかいね、ここの219ページの道の駅木曾ならかわ管理委託料ってあるんですが、これは多分太鼓橋のところだと私は思ってたんですが、去年の予算はこういうふうになってたもんですから、今度新しい道の駅、広いのができたんですが。

○議長 これ直売所だよ。

○横沢英一委員 済みません、これは直売所ですか。済みません。そうすると今度新しい道の駅、あれは国交省で全部やってくれるんですか。そうですか。土木のほうへ載ってたね。済みません、申しわけないです。ほいじゃあそこら辺の、済みません、お願いします。

今度はずね、ここに橋と駐車場ができたんですが、多分相当波及効果があるんじゃないかと私は思ってるんですが、そこら辺のあれですか人数がどのくらいふえたとか、奈良井の宿の観光に相当寄与してると思うんですが、そこら辺の波及効果だとか、そういうのを分析されてますでしょうか。

○観光課長 奈良井宿のほうの新たな駐車場の波及効果ということでございますが、それそのものでのカウントはしてございませんけれども、総括説明のほうでも申し上げさせていただきましたが、奈良井宿で見ますと、おひさま効果があった年が74万人来ておりました。昨年度どれだけ反動があるのかなということで心配をしましたが、63万3,000人ということで、平成23年度対平成24年度の対比では、15%の減になったところではありますが、その前の平成22年度との比較をさせてもらっておりますが、約60%ふえております。ということはおひさま効果もさることながら、環境整備も整ったということで新たなお客様を迎え入れる、そのスペースが効果をあらわしているんじゃないかなという評価をしております。

○横沢英一委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかにありませんか。

○副委員長 確認です。221ページ、まちなか賑わい創出事業の商店街活性化事業補助金、3カ所と先ほどおっしゃったんですが、その貸し元の幾らつけていただいたのか、その辺確認したいんですが。

○商工課長 商店街活性化事業補助金220万円につきましてでございますが、大門商店振興組合に80万円、それから広丘商店街イベント、広丘夏祭りになります120万円、それから広丘商店街活性化補助金としまし

て、広丘青年会議所のイルミネーションで20万円の中身となっております。

○**委員長** ほかにありませんか。

○**中村努委員** Fパワーのことでお聞きをしたいんですが、一般質問でも若干やりましたが、信州しおじり木質バイオマス推進協議会、これの構成員を、それから組織体制、まずその資料を後でもいいですが、いただきたいということが1つ。それからこの負担金についてですが、先ほど県でも若干出すというふうにあります、このいただいた資料では塩尻市分の内訳金額しか書いてないわけですが、この負担金のそれぞれの構成員の金額等、わかりましたら教えてください。

○**商工課長** 構成員の名簿につきましては後ほど提出させていただきたいと思いますが、市長が会長となっております、県の林務部の関係、あと信州大学、それから東京大学、あと事業者、征矢野建材、大建工業、あとブランドの関係でございます三井造船、それから県の森林組合の関係になりますが、県の森林組合連合会、松本広域森林組合、県の木材協同組合連合会、林業コンサルタント協会、両JA、地元片丘地区の区長、県の野菜花き試験場等、あと県の環境部温暖化対策課の関係、あと地方事務所等々となっております、後ほどまた名簿のほう提出させていただきます。

あと負担金の考え方なんですが、平成24年度につきましては、環境省の採択を受けまして全国6カ所ということで、採択を受けて事業を展開をしてきております。ただこれが平成25年度もですね、継続して採択になるかどうかということは、現在のところまだ不確定な要素がございます。ただ、市といたしましても協議会につきましては平成24年度、昨年12月に発足いたしましたですね、平成27年4月稼働に向けた取り組みを現在行わなければならないという状況であります。したがって、仮にですね、国の採択事業として認められれば、国の事業といたしまして経費的な部分は全額かどうかも含めましてですね、今後不確定な要素がございます。ただどうもお話聞きますと、採択になるのは6月以降じゃないかというような状況でございまして、とりあえず4月、5月につきましても、もう既に推進協議会のほうは進めなければいけないというような状況でございますので、その間の経費的なもの、また6月以降採択されたものの事業内容につきましては、国の環境省の事業委託という形になろうかと思いますが、そういった経費を充てるということで考えているものでございます。先ほど説明いたしました県のですね、2,000万円の関係につきましては、県単独といたしまして取り組む事業ということでお聞きしております。したがって、この推進協議会への負担金はございませんで、基本的には環境省の事業で賄って事業を推進していくということと考えております。

○**中村努委員** そうすると国の事業採択があるということで、要はこの協議会の運営資金というのはすべて塩尻市が負担しているという、国の事業採択があれば国でしようけれども、なければ市が全部負うということになりますか。

○**商工課長** 今、考えられます4月、5月の協議会ですね、運営にかかわります経費、委員報酬等々の関係につきまして負担金で賄いたいと考えております。

○**中村努委員** これはですね、大学とかね、そういうところは構成員とは言ってもいろいろアドバイスをいただくような立場になろうかなと思うんですが、受益者になるような県、市、事業者、この辺は負担金を出し合ってこの協議会を運営していくのが当たり前のような気がしますが、そういうことは考えられないんですか。

○**地域経済担当部長** ちょっと済みません。私、協議会のほう中心になりながら動かさせていただいているもの

ですから、ちょっと私のほうからお答えさせてもらいたいんですが、平成24年度は今、事務局が県と市でやっております。課題につきましては発電の関係をどのように回すかということで、山側の皆さんが中心になって進めております。これは県の責任において進めて、事務局となって進めておる部会であります。もう1つは、熱利用部会のほうはいただいたというんですか、熱をどのように使っていくかということで、塩尻市が事務局になってやっとなるものですから、本来それぞれの費用を県も負担し、塩尻市も負担して平成24年度動かしていくということになるかと思いますが、今回環境省のほうへ提案したら、それが採択になったものですから本年度ながら決算見込みで現在のところ、約1,800万円余くらいになってきてるんですが、それは国で見ただけのよということで、おかげさまに平成24年度は国のお金でなんとか回せるという状況であります。平成25年度も同様な県と市ということでこの事業を回していくものですから、県の二千数十万円については、県は県の予算で現在見ておりまして、当市は振興公社を絡めてこの事業をやらせていただいておりますので、振興公社へこの負担金を出して、振興公社のほうから支出して会議を回していきたいということで、今までどおり平成24年度と同じパターンで進めていこう。したがって、国のほうの補助というんですか事業が採択になれば、この1,900万円のうち実際の執行は200万円ばかりで終わって、一千何百万円は国の事業でできるということになるかと思いますが、県のほうは県のほうで二千数十万円を見てるものですから、そのうちの一部についてはこの事業の中で見ていこうという考え方で、今回予算を計上させていただいているという内容であります。

○中村努委員 この事業者の負担というのは、まるで考えなくていいということなわけですか。

○地域経済担当部長 あわせて私のほうでじゃあお答えさせていただきたいんですが、この事業を山側の責任において発電部会のほうにおいても、発電所そのものについては事業者が動かしていく事業です、民間の事業であります。しかしながら山のほうをどのように動かしていくかってことを、この事業で解決をして組み立てていきたいというのが県のほうの考え方もんですから、その部分については県のほうで費用を負担していくという考え方で進めている事業であります。したがって事業者のほうは負担を持ってやるというのではなくて、会議の場では意見を言っていたりしながら進めておりますので、席には着いておりますが事業者負担はございません。

○中村努委員 じゃあちょっと関連で、本会議でね、皆さん気になってた部分なんですが、市長が体育館云々という答弁されたんですが、副市長なんかその辺解説していただけるとありがたいですけど。

○副市長 体育館云々はちょっとどういう意図が私もよくわかりません。この熱利用に関しましてはね、今モデルプランをこういう形で協議会で検討しておりましてですね、その熱利用をできるだけ広範な形で、今、農業利用したいというふうに主体的にはそういうふうに考えておりますが、場合によったら健康増進のためのですね、何らかの利用の形態が出来ないかというようなこともあわせてこれは検討させていただいております。それは幾つか課題がございまして、申し上げましたとおり都市計画、いわゆる調整区域の関係とかですね、あの地域は水がないものですから熱交換をどうやってやって、温水を必要とするならそれをどういうふうに供給するかとかですね、あるいは全体を回していく設備投資をどうやってやるのか、それから事業主体をどうするのかということがですね、いろいろ想定をされてくるわけでございます。したがって、我々は少し夢を持って市長は答弁をしたと思いますけれども、農業利用だけではなくて、できればいわゆる健康増進というようなテーマを掲げて、どういう形になるかまだプランが示されませんのでわかりませんけれども、そんな夢を少し描いていきたいなということで、そういう意図を持ってのあの市長の発言だと思いますので、直接あそこへ体育館をつくらとかなん

とかという話では決していないということでございますので。

○委員長 ほかにありませんか。

○横沢英一委員 済みません、ちょっと細かい話になっちゃって申しわけないんですが、229ページの一番上なんです、みどり湖釣り場・周辺管理委託料ということなんです、まずここではヘラブナ釣りのですね、釣り券を売ってると思うんですが、あの収入ってどのくらいあるんですか。おおよそでいいです。

○観光課長 277万5,000円を見込んでおります。

○横沢英一委員 だいぶ減ってるっていうことを聞いているんですが、そこら辺は事実でしょうか。

○観光課長 平成23年度と比較して、ちょっと済みません数字はあれですけども、だいぶ減っております。

○横沢英一委員 ちょっと私もですね、クラブの皆さんからちらっとお話も聞いたりなんかした中ではですね、やはり今までみどり湖というのは非常に県下有数のですね、ヘラブナ釣りのメッカだったそうです。しかしながらここ二、三年で水質がうんと悪くなってですね、そしてお客さんがみんな敬遠して今までみどり湖に来てたお客さんは、聖湖とか美鈴湖のほうへ行ってしまったというようなことで、大変残念がってるわけでございます。このヘラブナ釣りもですね、やっぱり日本全国には相当な愛好者がいますので、そういう人たちにとってはみどり湖というのは相当全国的なメジャーの釣り場だったようなんですが、最近はどうあんまり見向きもされなくなってきているというようなことも聞いておるものですから、ぜひですね、ここら辺の管理委託料をですね、有効に活用していただいて、それと水質をなんとか改善するのは、どこに原因があるかというようなこともちょっと調査をしていただいてですね、少しでもやっぱり昔の形になるように努力をしていただきたいと思います。そこら辺のお考えはどうでしょうか。

○観光課長 みどり湖の件に関しましては昨年から関係者の皆様とお話をさせていただいております。フナが大きい方がいいのか、あるいは桟橋がきれいな方がいいのか、いろんな御意見はございまして、さまざまな意見をいただいておりますけれども、いずれにしても環境を整えることによってお客様が来る、お客様が来ればお金を落とす、そういう好循環につながるっていうお話をいただいておりますので、新たにフナの皆様、観光協会の理事にも就任をしていただけるということになりましたから、そのあたりで協議をしながら、一気にというわけにはまいりませんが、対応をしていきたいというふうに思います。今年度の予算の中で若干数をふやすように増額をさせていただいております。あと水質の件に関しましては、生活環境課のほうとも打ち合わせをしながら原因はどこにあるのかというの、いろんな声を聞いておりますので、その辺も関係者の皆様と協議をしていってまいりたいというふうに考えております。

○横沢英一委員 ぜひですね、そんな目線で努力していただきたいと思います。

○議長 ちょっとみどり湖の関連でね、前に議会報告会の中でも出されてるんだけど、要するにミズバショウの植えてあるところからあそこに季節的な食堂があって、マレット場があるんだけど、あの辺が非常に汚いというような指摘をいただいているんですね。今度水芭蕉を守る会がまた復活したというようなことなんですけど、あの辺の整備についてはどんなふうに考えていらっしゃるんですか。

○観光課長 ミズバショウの件に関しましてはそういうことで、関係者の皆様が手を入れていただくということでもあります。それからみどり湖周辺がなかなかきれいにならないという声も実は聞いております。管理の方法に問題がありはしないか等々いただいておりますので、委託先でありますシルバーのほうとも協議を進めて、なる

べくいい環境になるような仕掛けをするように協議を進めておるところであります。

○議長 たえばマレット場なんかはね、せっかくあれ一番最初に塩尻市でつくったマレットゴルフ場だと思うんだよね、だからあの辺初心者向けっていうかね、高齢者向けのマレット場とすればいいと思うんだけどね、もう少し整備をしてもいいんじゃないかと思うけど、ほとんど整備がされてないし使ってる人もいないんだよね。だから、そしたらやっぱり違う方法であそこを活用するようなことも考えてもらったほうがいいと思うし、あの食堂についてはどうなってるんですか。

○観光課長 まずマレットゴルフ場の周辺につきましては、スポーツのほうでということでありましたけれども、一連で考えますとスポーツである観光であるなんていうふうには言ってはいられませんので、若干看板も壊れかけたものは直したり、あわせて対応をさせてもらっております。スポーツのほうとも協議をしながら周辺の環境整備については、全体で考えていきたいというふうに思っております。施設は行政財産の目的外使用ということでお貸しをしております。

○議長 営業してる。

○観光課長 営業のためにということでお貸しをしておるんですが、なかなか営業をしてるかしてないかっていう場面を、皆さん心配をされておりますので、その辺についてももしっかり協議をしていきたいというふうに思っております。

○議長 もしね、営業してない、できないんだったらね、もう解約してやってくれる人にするとか、あれをもう壊してもうちょっと整備してほかのものにするとかね、やっぱりその辺しっかり取り組んでくださいね。

○観光課長 いずれにしましても課題になっておりますので、検討し対応をしていきたいというふうに思っております。

○副委員長 みどり湖の関連ですが、去年、朝5時に起きてたまたま呼ばれたものですから行って、朝5時から拝見させてもらったんですけども、やはり皆さんからはヘラブナの稚魚を買う金をもっと出してくれて話になるんですが、たまたまテレビ松本が去年スポンサーつきまして、景品がものすごいよかったんですよ、液晶テレビのこんな大きいのが当たったりとかね。それで釣果はみんなちょっと日ごろのパターンよりちょっと少なかったんですけど、景品これだけもらやあ来年も来るわいって言ってまして、どっからいらっしゃったか聞いたら、本当に日本全国から来てるんですよ。これ、塩尻でこんなすごいのがあったなんてびっくりしたんですけど。ぜひ今、予算もふやしていただいたっていうもんですから、ぜひ前向きにまたいろいろと御協力をお願いいたします。よろしく申し上げます。要望です。

○委員長 要望でいいですかね。

じゃ私のほうからちょっとお願いしたいですが、225ページの中心市街地活性化事業でございますが、交通量調査委託料とか、中心市街地活性化事業、それから基本計画検証業務委託料ということで、一般的には中心市街地の事業はこれでほぼ、駅前の方はまだ工事中ですけども、こちらのほうはなから収束の方向というふうに理解をしておったところですが、ここへきてまたいろんなものの再検討をするような話も出てきているわけですが、この辺の基本的な考え方は、どういう考え方のもとにまたここでこれだけのいろいろ調査をしたり、効果を調べたりするのか、その辺のお考えを聞きたいと思います。

○中心市街地活性化推進室長 国の認可を受けて、5年間の計画の中で中心市街地活性化事業をやってきました。

その中で基幹的にやってきたのがえんばーくの建設とウイングロードの再生。それから駅周辺の関係の公園整備、観光センターの建設、駅南の再開発事業、そして今やっている駅前広場の改修工事ということで、これはあくまでも市が主体的にかかわる事業だというふうに思っています。計画の事業の中ではまだ未実施事業が幾つもあります。ここで5年間の一つの計画期間が切れますので、1年間ちょっと延長して工事は進めさせてもらいますけれども、やはり行政としてやってきたことに対しては再度、一度検証させてもらいたいということです。市が主導的にやってきた部分はやってきたということで、一つの区切りにはなります。骨格的なものはできたというふうに思ってます。そんな中でさらにこれからの活性化においては、どんな肉づけをしていくかっていうことになるかと思います。その役割を果たすのはしおじり街元気カンパニーじゃないかというふうに考えておりますので、ただ今後、駅前の駐車場等、指定管理制度を街カンが受けることになりました。その目的として中心市街地の活性化を図っていくということが一つの目的でありますので、単に空き店舗再生じゃなくてですね、中心市街地のまちづくりをどうしていくのかっていう根本的なところからですね、まちづくりを街カンとしての計画づくりということの中で、街カンのほうからそういった提案を投げかけていただければというふうに考えた検証業務でございます。アンケート調査って言って、市民ニーズをやっぱ把握しておくのは大事ですんで、対象的には市民対象ということで無作為抽出でやっていきたいと思えますし、また事業者、今の商店街の経営者たちにも意見を聞いていきたい、そしてここに来られる方という形でアンケートをさせてもらって、その成果、効果を検証していきたいということでございます。

○**委員長** 考え方は聞きましたけれども、今までの大きな事業でどれだけ変わったかっていうのは、ある意味そんなにまたアンケートだ、なんとか調査しなくてもですね、駅前に特養ができたり、ウイングロードビルもああいう形で市が所有してやってみたり、いろんな形で方向性と消費購買力が大体見えてきているという形の中で、今後さらにということでありますけれども、今の大門の中のいろいろな人口とかいろいろな消費購買力、キャパシティを考えた場合に、そうそうそんなにこれ以上をいろいろやってもですね、駅前とかこっちへ戻ってくる動線の道路とかそういうことは物理的によく理解できますし、こういうことは大事でありますけれども、まだこれ以上この中心市街地へやるということよりも、それだけの資力はまた違う方向へやっぱ塩尻市としては広げていくということをもうそろそろ重点として考えないと、なんか中心市街地でこれからまちづくりの元気カンパニーも期待しているようですけども、今までの街カンの実績から言やとても期待ができるじゃなくて、二、三人で一応会社の体をなしているというような、そういう感じだものですから、本当にこの辺のところをね、中心市街地とは言いながら私もあれですが、ある程度もうこの辺で1年は当然継続で結構かと思えますけれども、違うところをもうちょっと広げていかないと、ここばかり集中投資をしても、市全体としていわゆる税収が上がるとか、固定資産税がですね、上がって評価できるとか、もうちょっと違う方面へそろそろ目を向ける時期が来ているんじゃないかということで、ちょっとこの辺が横から冷静に眺めてると、実際の職員が一生懸命やっているとこに乖離が感じられるんですがね、そんなことでこの中心市街地の持っていきかたは、部長はどんなふうに考えてるかお伺いしたいと思います。

○**地域経済担当部長** 予算のほうなんですけど、まず225ページのところにあります中心市街地活性化事業委託料、この174万5,000円につきましては、いわゆる街カンパニーが事業を行っていく中で、予算の取り方としまして国の交付金事業があるものですから、その緊急雇用創出事業を使って、街カンパニーのせっかく仕立

てて事業をやっていくに何か支援方法っていうんですか、やっていただく方法がないかということで10分の10、いわゆる交付金事業で取り組んでいくという事業であります。したがって、その事業をやっていく中では街カンの事業として今回調査事業をやっていただいて、御自身のところでしっかりものを考えていただくことがいいだろうという、そんな考え方で組んだ事業であります。

今、委員長のおっしゃいますところの325万5,000円の、この議論かと思いますが、委員長のおっしゃるとおりの話も含めまして、この事業を通してやっぱ検証していかなくちゃいけないということだと思います。今までやってきた中で、今、事業継続でありますので、平成25年度1年間は継続させていただくということで国とも協議が整って駅前関係の整備をやってると。それから以降どうしていくんだということを、ここで今までやってきた事業を検証して、今、委員長のおっしゃいますようなことも含めまして、その出てきた報告書をもとにまた御意見を伺って、その後について考えてまいりたいと思いますので、来年度はそんなことで事業の検証をさせていただくということをお願いしたいと思います。

○委員長 わかりました。

ほかにありませんか。

○横沢英一委員 もう1点だけ済みません。223ページの塩尻駅周辺整備事業の資材価格調査委託料、シェルターが78メートル、これに対する価格を設定しなくちゃいけないというようなことで計上されたというような話だけ聞いたんですが、こういう調査をやらないとやっぱり単価設定ができないわけでしょうか。

○中心市街地活性化推進室長 シェルターの部分につきましては特殊資材でございまして、例えば下水のボックスカルバート、これは建設物価とか載ってない特殊なものとか、あと橋の関係では支承とか吊り手の関係とか、そういった物価等でですね、示されてない単価につきましては、こういった調査をさせていただいて、適正な価格で積算をしていきたいということでございます。

○横沢英一委員 見積もりみたいなのは、とるというわけにいかないんですか。

○中心市街地活性化推進室長 基本的には三者見積もりをとるというケースもございますけども、やはり信頼性ということもありますので、ちゃんとしたところへ単価を示していただく調査をお願いをしたいということです。

○横沢英一委員 確かにですね、広丘の駅の時も結構高くてびっくりしました。おっしゃることは理解してるんですけども、なんか78メートルで60万円もということになると、というような目線でお聞きしましたので。ありがとうございました。

○議長 今に関連してね、ここにもう既に改修工事費で1億3,520万円載ってるよね、それにはシェルターの資材は含まれてないということ。

○中心市街地活性化推進室長 工事費でございますので、当然シェルターの建設費、設置費は含まれております。

○議長 いるよね。見積もりはどいうところから出してるわけですか。

○中心市街地活性化推進室長 この予算に当たってですね、メーカーのほうから見積もりを出していただいております。

○議長 そうすると既にあるってことだね、基本は。それでどういう何を、調査に60万円かけて調査するわけ。

○中心市街地活性化推進室長 先ほどもちょっと繰り返しになって申しわけないんですが、信頼できる資材価格

ということでございまして、確かにメーカーとかで出してくる、あくまでも予算算出上の見積もりでございますので、積算に当たっては、やっぱり国の補助金ももらってますので、そういった対応も含めてですね、ちゃんとした積算をしていきたいと、信頼性のおける単価を使っていきたいということでございます。この1億3,000万の中にシェルターの占める割合ってのが、78メートルですけれども、およそ今の見積もりの中では7,000万円近くの工事費がかかりますので、そこで大きく単価が変わればですね、工事費に大きな影響が出てきますので、ちゃんとした価格でお願いをしたいということです。

○議長 もう1回続けていいですか。あとちょっと2点、済みませんお願いします。先ほどの委員長から言われたところの中で、その下に連絡通路の整備工事費ということで載ってるんですけど、これあれですか、設計業者に責任はないんですか。

○中心市街地活性化推進室長 その辺のですね、責任につきまして、連絡通路できてもう2年、ウイングロードがオープンしてから2年たちます。当時の設計の中でも一応ハトの飛来防止ということで、けたのサイドには線を張ってですね、そこにとまらんような対策はとらさしてもらいました。しかしながらハトはけたの下の部分にですね、ちょっと移り飛来してしまいまして、それがちょっと年々ふえてきているということでございますので、大分ふんも歩道内に落ってきて、振興バスを待っている高齢者の方々にもですね、大変不便をおかけしているものですから、ぜひここですね、公的なちょっと手法を今しっかりと検討してですね、その対策を講じていきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いします。

○議長 やったらまた来たじゃいけんでね、しっかり頼むわね。

それともう1点観光課にちょっとお聞きしたいんですけど、信州しおじりそば切りということで大きなイベントをやるんですけど、この中にあるね、そば切り発祥の地、本山というのは、当時の森川許六と言うんですかね、その人の書いた風俗文選の中でうたわれてるんですけど、その文献というのはどこに残ってるわけですか。

○観光課長 現在ですね、図書館のほうで調べていただいております。とりあえずそういうことであります。

○議長 はいじゃあ、可能性としてはあるということですね、ありそうだということですよ。というのはね、やっぱりこういうふうに打ち出していく時に、何か証拠になるものがないとなかなか信用してもらえないんですよ。だから、あればそれをプリントしてね、載せていけば非常に信用性も出てくるものでね、その辺しっかりお願いしたいと思います。要望でいいです。

○委員長 ほかにございませんか。

○中村努委員 中心市街地の関係で、空き店舗調査というのはもう終了して、結果というのはまとまったんでしょうか。

○中心市街地活性化推進室長 空き店舗調査業務ということで、前年度の中での調査業務委託ということで、決算の時にお示しした資料で御説明したとおりでございますけども、そちらのほうの業務は終わっております。

○中村努委員 そうすると、その結果というのは平成25年度予算とか、こういったところに反映されてくるものなんですか。

○中心市街地活性化推進室長 空き店舗再生ということで、当然中心市街地の中の再生に向けて取り組むべき活性化には必要なことだというふうに思いますので、それは街カンの一つの情報として提供する中で再生に向けた

取り組みを行ってもら、特にアルガ金物店のところもありますけども、そういった面で活用するなり、今また事業所の調査も含めてやってますけども、空き店舗だけでなく空き家もふえている状況でございますので、その辺も一緒にですね、今後の対策を検討の一つの資料としていきたいというふうに思っています。

○中村努委員 ぜび街元気カンパニーですね、今後どうしていくのかという方向性のようなものをきちんと出していただきたいというふうに思いますが、どうですか。

○経済事業部長 街元気カンパニーの取締役をやっていますので、御報告できるかと思います。空き店舗調査をやったのを、情報一元化ということで街元気カンパニーのほうに図面と台帳すべてそろっておりまして、それがまちは動いてますので、しょっちゅう変わるということで、それを随時更新しております。市の商工課と商工会議所の職員との連絡会を持ちまして、毎月1回の連絡会を持ちまして、今のまちの状態について確認するというところで既にスタートしている。それからあと外からいろいろ出したいという情報が、平成24年度本年度は、その前の年に比べまして結構ふえました。件数は正確ではないんですが、問い合わせ等が大分ふえておりまして、それを街カンで全部一括情報を寄せてもらって、うまくマッチングをすることを今始めております。ただぴったり条件がなかなか合っていくというところがまだなくて実現ができておりませんが、そういうことをやっております。それから古民家再生のほうについては、地権者の了解、それから新しく入って来るテナント、それから会社としての資金の調達について今大詰めに来ておりまして、ことし中にはなんとか起業ができるかなというところまで会社のほうとしては詰めております。

○中村努委員 別のことでもう1個、山雅のシャトルバスですか、発着場はどこを予定してますでしょうか。

○観光課長 係長のほうからお願いいたします。

○観光振興係長 山雅のバスにつきましては、えんぱーく前を出発しまして、塩尻駅を經由してそのままアルウィンのほうへ行きます。そして帰りはアルウィンを出発して駅へ寄って、えんぱーくの前で降ろすということで、えんぱーくの駐車場を利用して車で来た方は市営駐車場へとめていただいて、電車で来た方は駅から乗っていただくというスタイルになっております。

○中村努委員 市営駐車場というのかなかなり長時間の駐車になると思うんですが、やはりあれですかね、山形はイオンの駐車場を借りたりしてるんですけど、塩尻というと、ギャザとかそういうところを經由したほうが利用しやすいんじゃないかと思いますがいかがですか。

○観光課長 市営駐車場のほうを使っただいて、事業を展開するっていうお話を聞いております。まず1つはですね、4月から指定管理者になるわけですがけれども、市の主体事業につきましては、利用料金につきましては減免といいますが、そういったことで協定を結ばせていただいていますので、それについては問題がないのかなと思います。やはり1つには中心市街地の活性化ということでございまして、県内、県外からお見えになるお客様をですね、塩尻の中心市街地のほうへ足を運んでいただいて、長時間の駐車にはなるわけですがけれども、そこで飲食、お買い物と言いますが、そういったことでいくと、塩尻の中心市街地、またえんぱーく等の認知度アップというようなこともございますので、そういった中での利用場所ということで対象とさせていただいたものでございます。

○副委員長 松本山雅の塩尻デーですが、去年は寒かったですので、ぜび今度暖かい日にやっていただいて、それから、これからシーズン、山雅がどうなるかっていう時に応援したいと思いますので、ぜびその辺組んでいた

できればと思いますが。また、えんぱーくスタートであれば、えんぱーくにもぜひインカムになるもの、その収入になるものをどんどん売のようなことで頑張っていたいただければと思いますが。よろしくお願いします。要望です。

○委員長 要望でいいですね。

○青木博文委員 簡単な質問で済みませんが、駐車場の件なんですが、駅前の。管理ハウスみたいなのは新しくするわけですか。

○商工課長 今現在2カ年の工事を進めておりまして、いわゆる管理棟ですが前の交番のあった場所ですね、あの場所を管理棟ということで現在計画をしております。

○青木博文委員 そうすると今の小屋みたいなのは壊しちゃうってことですね。あの小屋は。

○商工課長 そちらは移設になります。移設と言いますか、新たに向こうのほうへ。壊して。済みません。

○中心市街地活性化推進室長 済みません、管理棟につきましては、ただいま竹村課長が申し上げたとおり駅前交番、前あったところのですね、すぐ近くの地下道へ行く階段の横の市有地のところに建てさせていただきます。それで新しくします。今の管理棟は壊します。

○青木博文委員 もう1つ要望なんですがね、あそこにイチイの木がありますが、あの木は今に枯れて死ぬかと思うんですが、何か考えたほうがいいと思うんですが、頭の上がもういかれてきたんでちょっと心配なんです。高い木だと思うんで、これから育てていかなきゃいけないと思うんですが、その辺考えていただきたいと思います。要望です。

○委員長 いいですか、要望で。

○中原輝明委員 この間の全協の時に牧野議員から話のあった、パイオの流木の話はどうなった、結果は。だでおれ言いてえのはな、何を言いてえって言うと、皆さんは人のものだもんで全然本気で考えてねえ、どの職員も。これは副市長の教育も悪いんだな。それで、今の問題は、前段の今の話だ、聞いてよ。教えて。

○地域経済担当部長 市の財産として大切に考えてやらせていただいておりますが、上の流木だけですと価値があるのもあるということで、処分まで含めるとどれだけの費用になるかということがあって、もう1つはですね、残りの株ですね、株の関係の処分っていうこともあるもんですから、そういったことを含めて、そういったところの取り扱う業者の方へちょっとお知恵をいただきながら、また今後仮に入札が必要となれば、どんな仕組みがいいかってことも含めまして、ちょっとお知恵を今いろんなところから収集しているところでありますので、もうしばらく時間をください。

○中原輝明委員 それでは時間をくださいだが、それとちょっと先ほど話したが、市じゃない、県の立ち会ってのはどうなった。三者でやらなきゃいけんだよ。

○地域経済担当部長 昨日、先ほどの協議会の関係があって、その後に県とも事業打ち合わせ等々やらせていただいて、その中でもちょっとそんな話も議会から強い要望も出てるというようなことで、お話を相談させていただきました。県のほうとしましては、基本的に塩尻市の財産でありますので、事業者との中でやって県がとやかく御意見を言える立場でもなからうっていうような話もあって、しかしながら持ち帰りまして、県の中でまた検討させていただいてお答えをさせていただくというようなことで、一応きのうお話のほう相談を持ちかけてはございますので、また報告がまいりましたら、あわせて御報告させていただきたいと思います。また御案内します。

○**中原輝明委員** もう1回いい。それだでさ、そういう関係もね、強くさ、じゃなきゃ知事とやったっていいだぞ。立会人ちゃんと箔をつけて。つきゃ問題はねえだ。県が責任持たなきゃ一緒に、立ち会いだで。そのとおりさせなきゃ困るじゃん。皆さんはいつだってさ、それが市が強くなることだ。市も強くなるし、3つが1つにならなきゃいけないだでね。三者があって合意できたわけだでさ、あれは。

それとなんだ、今の征矢野木材の社長って人もな、何にも先ほど中村委員から話があったがさ、会議費の一部の負担金ぐらい出すような要請はしなきゃ、おれはまずいと思うよ。国から来るでいいってもんじゃねえだで。さっきのカンパニーの話もあった。それをだたやる、連中はもらやあいさ、金は。市の金じゃねえって言うが、しいて言やおれたちの金だでな、一人一人出してあるだで。そういうことだでさ、その辺をちゃんとわきまえてやらなきゃ。しっかりしろ。しっかり。

○**地域経済担当部長** おっしゃること、そのとおりでございまして、事業者の話とはしっかり詰めさせていただくということで、賃料の関係、熱の供給の関係、あるいは先ほど委員御指摘の流木の関係、あるいは周辺の工事の関係等々、地元からの要望等もありますので、そういったことも含めまして詰めさせていただいております。事業者には相当な理解をいただく中で今のところやらせていただいておりますが、今後さらに詰めてまいりたいと思います。県の関係は再三今、委員の御指導ありましたけども、実はちょっとまだ表だって公開されてないんであれかもしれないですが、いいですかね。

実はこの事業、県と塩尻市と事業者っていうんですか、山側の皆さんと理解してるんですけども、征矢野さんってのはそこで製材やったり、発電をやる事業者っていうくらいなとらえ方であって、我々は事業者は山側の皆さんをどのように理解して一緒にこの山の活性化のためにやってくれるかってことを考えてるわけなんです、そういった方も含めまして、実は今、県のほうから提案がありまして、その関係者で事業の継続を進めていくために戦略会議っていうまさにトップの会議ですね。うちの塩尻市としましては、この事業の本部長で副市長でありますので、副市長に席に着いていただいて、県は県でトップのほうで林務部長だとか、あるいは大学の仕切れる先生だとか、そういった方に着いていただいて、また月内に立ち上げるというようなことでありますので、県ともしっかり手を組みながら、スクラム組みながらやってまいりたいということをやっております。

○**委員長** いいですかね。

○**青木委員** バイオの関連なんですがね、きのう私、現地に行ってきたんですが、造成地の裏を切ってるんですよ、木をね。知ってます。当市の駐車場に積んでやってるんですが、あれは許可してるんですか。それだけちょっと聞きたいんです。

○**委員長** 答弁を求めます。

○**林務係長** 今、おっしゃったところにつきましては、地元の要望に基づきまして、今補助金で事業をやっております。それでその仮置きするということで協議をする中でですね、あつこに借りたいということで、許可を得てそこに一時仮置きしまして、今度は大型で運ぶということで処理させてもらってますので、お願いしたいと思います。

○**青木委員** それはどういうふうにして表の駐車場のところを貸してるわけですか。

○**委員長** 答弁を求めます。

○**商工課** 済みません、商工課でFパワーの担当をしております上條です。今御指摘をいただきました松の伐採

木の関係ですけども、これにつきましては今こちらで話を聞いているのは、毎年市の所有地の上のほうの地元の北熊井の方々の個人の私有林をですね、いつも森林組合のほうでこの時期伐採してて、それを切り出してきて、今あります駐車場のところに今月いっぱいためてですね、毎年運んで行ってるという作業のために、こちらのほうでは貸しているという状況であります。

○委員長 いいですね。それから先ほど中村委員のほうからですね、出たバイオマスの推進協の協議会の名簿ができてきておるようでございますので配付をしてください。特に担当課のほうで説明はございますか。

○商工課長 今お配りいたしました名簿でございます。先ほども若干御説明させていただきましたが、市長が会長という中で、発電部会、中央部会、それぞれ13名のそれぞれ委員の皆様が当たっております。若干ダブってる方もいらっしゃいますけども、そんな内容でございます。よろしくお願いします。

○委員長 ということでございますが、中村委員さん特にありますか。

○中村努委員 ありがとうございます。やっと金融機関がここで顔を出してきたと思うんですけど。

○商工課長 済みません、先ほど説明から漏れてました、申しわけございませんでした。

○中村努委員 ようやくその辺までたどり着いたという理解でいいですか。

○商工課長 実際に事業者のメインバンク、金融機関の方も一緒に同席していただいて取り組まさせていただいております。

○委員長 いいですね。ほかにはよろしいですかね。

では以上で商工費にかかわる質疑を終結したいと思います。ちょうど時間も午後5時少し前でございますが、いい時間になりましたので、本日の審査は以上で終わりたいと思います。どうも大変御苦労さまでございました。

午後4時55分 閉会

平成25年3月8日（金）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

経済建設委員会委員長 永井 泰仁 印